

新町まちづくり計画書

令和2年3月 一部改定

湧水町

目 次

第1章 序論.....	1
第1節 合併の必要性.....	1
1 歴史的経緯.....	1
2 少子・高齢化の進行.....	1
3 地方分権の推進.....	2
4 市町村行政の広域的対応の必要性.....	2
5 国・地方を通じた厳しい財政状況への対応.....	2
第2節 新町まちづくり計画の策定方針.....	3
1 計画の趣旨.....	3
2 計画の構成.....	3
3 計画の期間.....	3
第2章 新町の概況及び主要指標の見通し.....	5
第1節 新町の概況.....	5
1 位置・地勢・面積.....	5
2 気象.....	5
3 人口及び世帯.....	6
4 産業構造.....	7
第2節 主要指標の見通し.....	8
1 人口.....	8
2 世帯.....	8
第3章 まちづくりの基本方針.....	9
第1節 まちづくりの目標.....	9
1 まちの将来像.....	9
2 まちづくりの基本目標.....	11
第2節 まちづくりの基本方向.....	13
第3節 土地利用の方針.....	16
第4節 新町の都市構造.....	18
1 地域核.....	18
2 連携軸.....	18
第5節 地域別の振興方針.....	20
1 吉松地域.....	20
2 栗野地域.....	22

第4章 まちづくりの基本施策	25
第1節 分野別基本計画	26
1 誰もが元気で暮らせる、人にやさしいまちづくりの推進	26
2 地域で育て、地域に学び、地域を生かす教育・文化の振興	31
3 地域資源を生かして多くの人が交流し、にぎわいのあるまちづくりの推進	36
4 住む人に安全で安心、魅力ある都市基盤の整備推進	42
5 住んでみたい、住み続けたい生活環境づくりの推進	47
6 住民の相互理解と融和、行政との協働によるまちづくりの推進	49
第2節 主要プロジェクト	51
1 水と土と緑の豊かな美しいまちづくりプロジェクト	51
2 地域イントラネットと電子化推進による情報通信基盤づくりプロジェクト	53
3 観光・交流の推進による地域産業振興プロジェクト	55
第3節 県事業の推進	57
第5章 公共的施設の統合整備	58
1 公共的施設の統合整備の基本的考え方	58
2 庁舎整備の基本的考え方	58
第6章 財政計画	59

第1章 序論

第1節 合併の必要性

1 歴史的経緯

現在の吉松町の地域は、12世紀ごろは「筒羽野（つつはの）」と呼称されていましたが、今から約400年前の天正年間（1573年～1591年）の初め、薩摩の名将島津義弘公により現在の「吉松」という地名に改められました。

明治以降は、明治5年（1872年）の廃藩置県により都城県の管轄となり、桑原郡に属しましたが、明治6年、都城県が廃止され桑原郡吉松郷は鹿児島県に帰属しました。明治22年に市町村制が実施され、従来の鶴丸・中津川・川添、川西・般若寺の5村を大字に改め、吉松村となりました。さらに明治30年に郡制が改正され、桑原郡が廃止となり、始良郡に編入されました。昭和28年（1953年）2月11日、町制を施行し現在に至っています。

栗野町は、明治5年（1872年）の廃藩置県により吉松町と同じく桑原郡に属し、栗野郷と称していました。明治22年の市町村制の実施により木場・北方・田尾原・稲葉崎・恒次・幸田・米永の7村を大字に改め、栗野郷は栗野村となりました。さらに明治30年に桑原郡が廃止となり、始良郡に編入されています。昭和7年（1932年）4月1日に町制を施行し現在に至っています。

以上のような歴史的経緯と、霧島山麓に位置し、川内川に沿って開けた平地を中心に発展してきたという同じような地理・地勢的条件を持つ両町は、住民生活の多様な面においても強いつながりを持っており、特に道路・交通体系の発達した現代社会においては、その結びつきは益々強くなってきています。

2 少子・高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、わが国の人口は平成18年（2006年）をピーク¹に減少に転じ、平成62年（2050年）にはおよそ1億60万人になると予測されています。

人口減少の要因として、少子化があげられますが、全国における合計特殊出生率は低下傾向にあり、2002年は1.32と公表されています。また、年齢3区分別人口における年少人口（0～14歳）の割合も低下しています。

一方で、高齢化が進行しており、老年人口（65歳以上）の割合は低出生率の影響もあり、平成12年の国勢調査によると全国で17.3%であり、平成7年から2.8ポイント上昇しています。

本地域においてもこのような高齢化が進行しており、平成12年の国勢調査による高齢化率は30.1%であり、平成7年から4.3ポイント上昇しています。今後においても一段と高齢化が進行することが見込まれます。

こうした人口構造の変化は、福祉関係などの費用が増大する一方、税収等の財源

¹ ピーク・・・頂点

は逆に減少するなど地方自治体の運営に大きく影響を及ぼしており、本地域においても少子化・高齢化への対応が求められています。

3 地方分権の推進

国においては、平成12年4月「地方分権一括法」が施行され、住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進しようとする地方分権の動きが進展しています。

地方分権によるまちづくりは、自己決定、自己責任による地域づくりが原則となりますが、行政職員にも政策立案・課題解決能力や高度な専門知識が求められることとなりますが、小規模な市町村においては、職員が多くの仕事を兼務し、専門的な職員の確保・育成も困難な状況にあり、事務量の増加と専門性の発揮にどのように対応していくかが大きな課題となっています。

本地域においても、今後ますます高度化、多様化する住民ニーズ¹に対応し、必要な行政サービスを提供できる行政のあり方が求められています。

4 市町村行政の広域的対応の必要性

近年の交通・情報通信手段の発達や経済活動の広域化に伴い、住民の日常生活圏は市町村の区域をはるかに越えて拡大しており、これに対応した行政サービスの提供が求められています。また、介護保険やごみ処理等、行政が広域的に取り組まないと非効率な事業も増加しています。

本地域においても、住民の日常生活圏は広域的になっており、通学や買い物など周辺市町へ移動する割合が高くなっています。

広域行政としても、消防やごみ処理等の一部事務組合など広域行政を推進していますが、「住民と行政の距離が遠くなりがちであること」や「迅速な意思決定や事務処理が困難であること」、「行政事務の一部の共同処理に限られ、各町の管理部門は依然として残り、間接経費が減らないこと」、「行政の一体性・総合性を確保する面でも問題があること」など、既存の事務の共同処理の手法では制度的な限界が指摘されています。

今後、ますます広域的な取り組みが必要な分野が増えてくる中で、広域行政の更なる推進に向けた体制づくりが必要となっています。

5 国・地方を通じた厳しい財政状況への対応

国及び地方の長期債務残高は、平成15年度末では686兆円（平成15年6月現在：財務省資料）になると見込まれています。また、小規模な市町村では住民一人当たりの歳出総額が割高になり、国・県からの交付金・補助金に依存する割合が大きくなるなど「自立し得る自治体」からはほど遠いというのが現状です。

特に、本県及び本地域における国への財源依存度の高さや財政の硬直化は深刻であり、財政構造の改革は早急に解決しなければならない重要課題となっています。

¹住民ニーズ・・・その土地に住む人の要望や要求、必要

第2節 新町まちづくり計画の策定方針

1 計画の趣旨

まちづくり計画においては、吉松町及び栗野町の各総合振興計画を基本としながら、両町の合併後の新たなまちづくりの基本方針を定め、これに基づいて総合的なまちづくり計画を策定して両町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の発展を図るためのまちづくりの方向を示すものとしします。

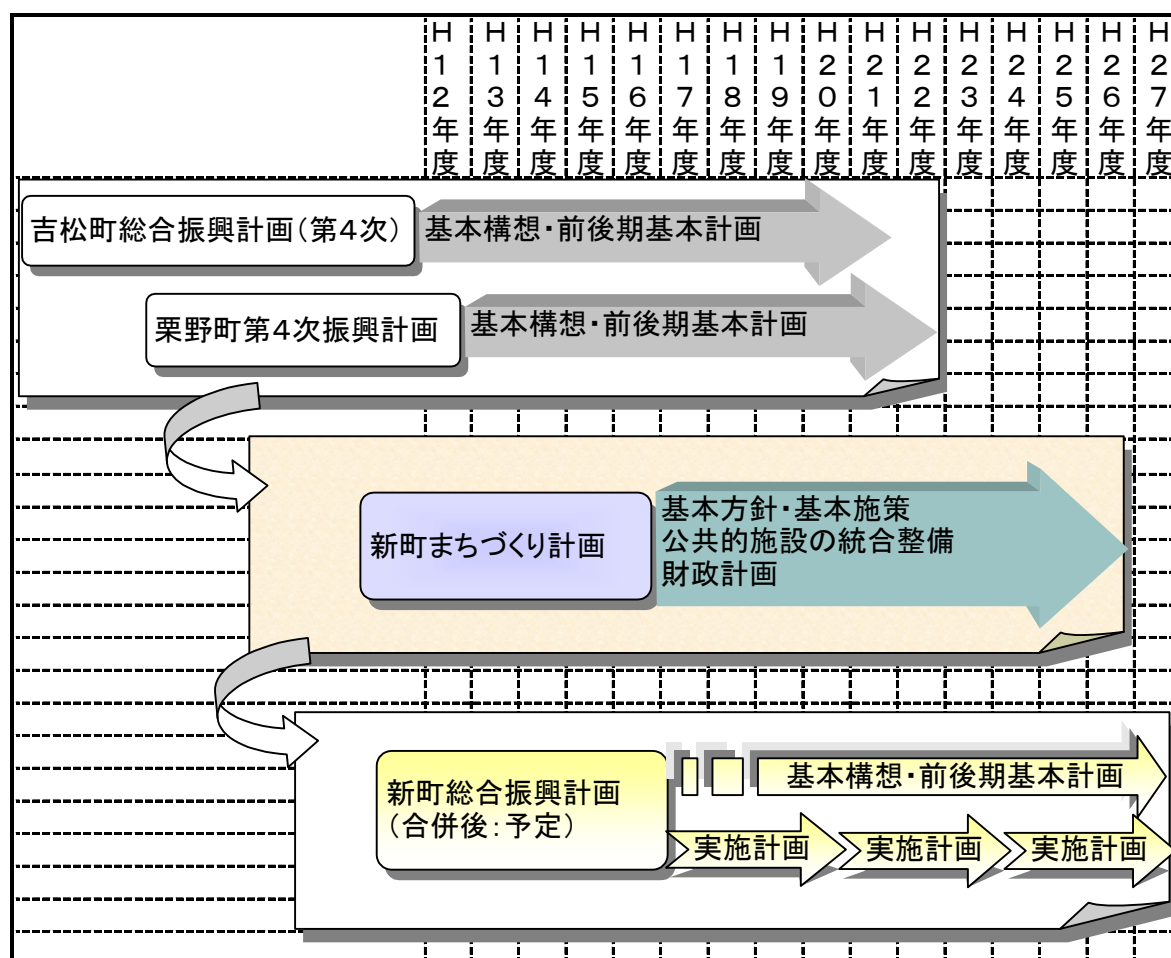
なお、合併後には「総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）」を策定することとし、策定にあたっては本計画が尊重されるべきものとして位置づけます。

2 計画の構成

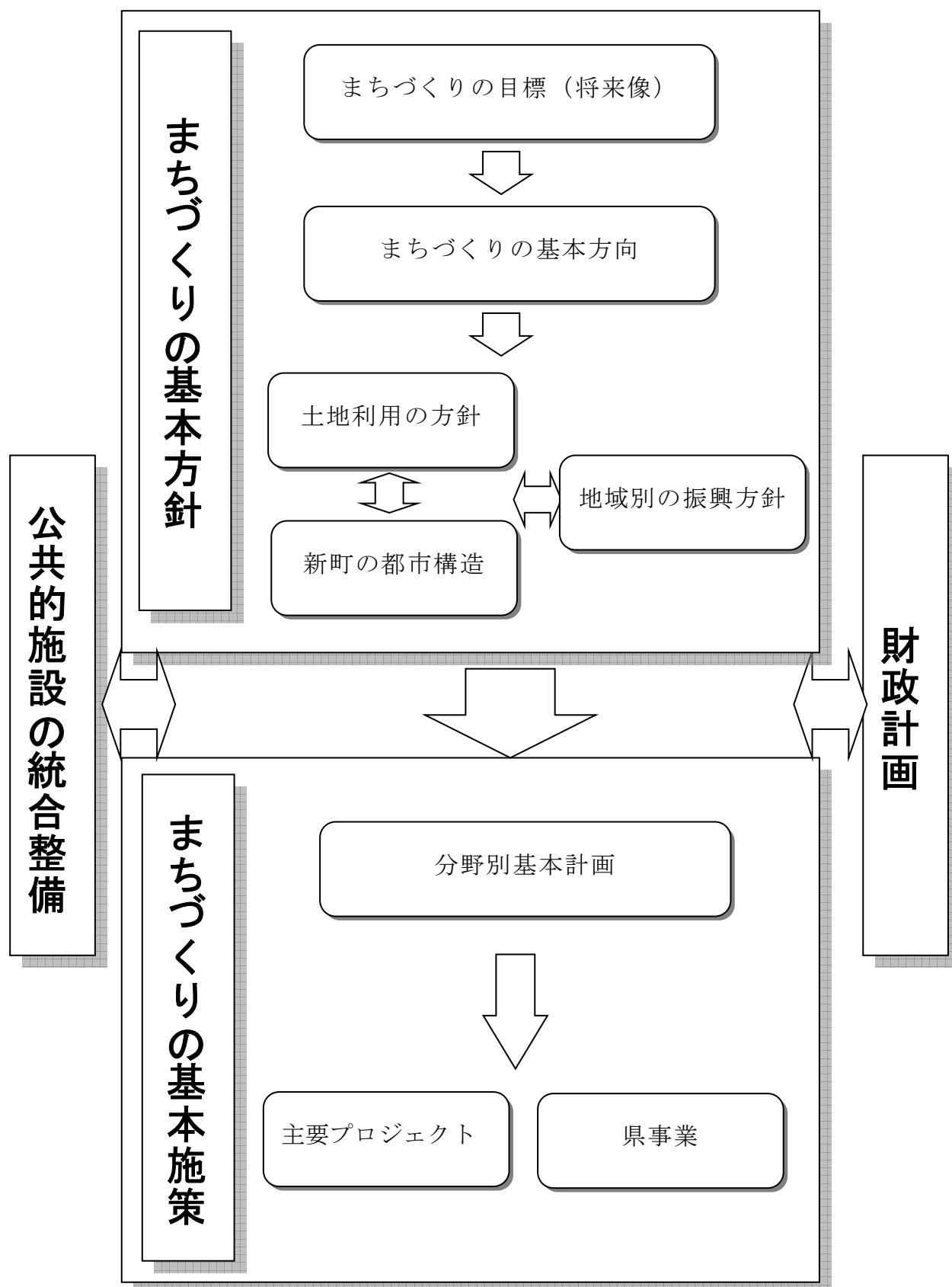
まちづくり計画は、「まちづくりの基本方針」とそれを実現するための「まちづくりの基本施策」及び「公共的施設の統合整備」、「財政計画」により構成します。

3 計画の期間

まちづくりの基本方針は、将来を見据えた長期的展望に立つものとし、まちづくり計画は、合併施行の日の属する年度及びこれに続く20年間を計画期間としします。



新町まちづくり計画体系図



第2章 新町の概況及び主要指標の見通し

第1節 新町の概況

1 位置・地勢・面積

新町は、鹿児島県の中央北端に位置し、総面積は144.33k㎡、北から東にかけて宮崎県えびの市、南は横川町、西は伊佐郡菱刈町及び薩摩郡薩摩町、東は牧園町と接しています。

地勢は、東の霧島連峰と北西の九州山脈矢岳支脈の両山系に挟まれ、東に霧島山系に属する栗野岳（標高1,102m）、南西に国見岳（標高648m）を擁する、火山灰土壌（シラス）に覆われた盆地状の地形となっています。

また、新町の中央部を熊本県白髪岳に源を発する九州第二の河川、川内川が貫流しており、その流域は肥沃な耕地が拓け、水田地帯を形成しているほか、年中途絶えることなく冷水が湧き出でる竹中池や丸池があり、水道の水源や水田灌漑用水として利用されています。

更に、新町の北東部には霧島山麓の広大な原野が開け、その一部は陸上自衛隊演習場（332ha）と鹿児島刑務所（125ha）となっています。霧島屋久国立公園内にある栗野岳中腹からは、錦江湾、桜島、薩摩半島等が一望できる壮大な景観を呈し、豊かで美しい自然と景観の地域となっています。

2 気象

気象条件は、年平均気温17℃内外で、年間降雨量2,000～3,000mmと多雨の地域となっています。特に夏期においては雨量が多く、梅雨期や台風時の集中豪雨により、河川の増水や住宅、農作物等への被害を受けることも多く、また、濃霧の発生や日中と夜間の寒暖差が大きいといった盆地特有の気象もみられます。

3 人口及び世帯

(1) 人口

新町の総人口は、平成12年国勢調査によると13,237人で、近年は減少傾向にあり、平成7年から平成12年にかけて300人(2.2%)の減少となっています。

年齢3階層別人口は、年少人口が14.2%、生産年齢人口が55.6%、老年人口が30.1%で、年少人口と生産年齢人口の比率が減少傾向にあるのに対して、老年人口の比率は増加しており、高齢化が年々進んでいます。

表 総人口の推移

単位：人(%)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
新町	13,792	13,851 (0.4%)	13,537 (-2.3%)	13,237 (-2.2%)
吉松町	4,710	5,102 (8.3%)	4,935 (-3.3%)	4,937 (0.0%)
栗野町	9,082	8,749 (-3.7%)	8,602 (-1.7%)	8,300 (-3.5%)
県全体	1,819,270	1,797,824 (-1.2%)	1,794,224 (-0.2%)	1,786,194 (-0.4%)

資料：各年国勢調査

表 年齢三階層別人口の推移

単位：人(%)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	13,792	13,851 (0.4%)	13,537 (-2.3%)	13,237 (-2.2%)
		100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	2,550	2,355 (-7.6%)	2,042 (-13.3%)	1,879 (-8.0%)
		17.0%	15.1%	14.2%
15～64歳	8,741	8,532 (-2.4%)	7,997 (-6.3%)	7,366 (-7.9%)
		61.6%	59.1%	55.6%
65歳以上	2,501	2,964 (18.5%)	3,498 (18.0%)	3,988 (14.0%)
		21.4%	25.8%	30.1%

資料：各年国勢調査

(2) 世帯数

世帯数は、平成12年国勢調査によると5,088世帯です。平成7年から平成12年にかけて95世帯(1.8%)の減少となっています。

表 世帯数の推移

単位：世帯(%)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
新町	4,867	4,968 (2.1%)	5,183 (4.3%)	5,088 (-1.8%)
吉松町	1,702	1,822 (7.1%)	1,821 (-0.1%)	1,837 (0.9%)
栗野町	3,165	3,146 (-0.6%)	3,362 (6.9%)	3,251 (-3.3%)
県全体	640,954	659,880 (3.0%)	688,646 (4.4%)	716,610 (4.1%)

資料：各年国勢調査

4 産業構造

(1) 就業人口

新町の就業人口は、平成12年国勢調査による5,948人で、第一次産業が1,271人（21.4%）、第二次産業が1,773人（29.8%）、第三次産業が2,903人（48.8%）です。県全体と比較すると、第一次産業と第二次産業の比率が高く、第三次産業の比率が低くなっています。

就業人口の推移をみると、平成7年から平成12年にかけて627人の減少（9.5%減）となっており、特に第一次産業は364人の減少（22.3%減）と減少率が大きくなっています。

表 産業三分類別就業者数

単位：人（%）

	総数	第一次産業	第二次産業	第三次産業
新町	5,948	1,271 (21.4%)	1,773 (29.8%)	2,903 (48.8%)
吉松町	2,056	432 (21.0%)	525 (25.5%)	1,099 (53.5%)
栗野町	3,892	839 (21.6%)	1,248 (32.1%)	1,804 (46.4%)
県全体	828,957	99,323 (12.0%)	200,548 (24.2%)	526,217 (63.5%)

資料：平成12年国勢調査

表 産業三分類別就業者数の推移

単位：人（%）

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総数	7,062	6,429 (-9.0%)	6,575 (2.3%)	5,948 (-9.5%)
第一次産業	2,555	1,786 (-30.1%)	1,635 (-8.5%)	1,271 (-22.3%)
第二次産業	1,924	2,053 (6.7%)	2,205 (7.4%)	1,773 (-19.6%)
第三次産業	2,581	2,580 (-0.0%)	2,723 (5.5%)	2,903 (6.6%)

資料：各年国勢調査

(2) 町内純生産

新町の町内純生産額は、平成12年度は約247億円で、第一次産業が約18億円（7.2%）、第二次産業が約92億円（35.6%）、第三次産業が約147億円（57.2%）となっています。

県全体と比較すると、就業人口と同様に、第一次産業と第二次産業の比率が高く、第三次産業の比率は低くなっています。

表 産業三分類別市町村内純生産額

単位：千円（%）

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	計（帰属利子 控除前）	帰属利子 （控除）	純生産額
2町	1,851,515 (7.2%)	9,173,206 (35.6%)	14,738,814 (57.2%)	25,763,535	1,068,868	24,694,667
吉松町	697,256 (8.4%)	2,198,987 (26.6%)	5,370,402 (65.0%)	8,266,645	331,356	7,935,289
栗野町	1,154,259 (6.6%)	6,974,219 (39.9%)	9,368,412 (53.5%)	17,496,890	737,512	16,759,378
県全体	202,254,280 (4.5%)	1,038,758,292 (23.2%)	3,228,571,844 (72.2%)	4,469,584,416	179,186,998	4,290,397,418

資料：平成12年度市町村所得推計

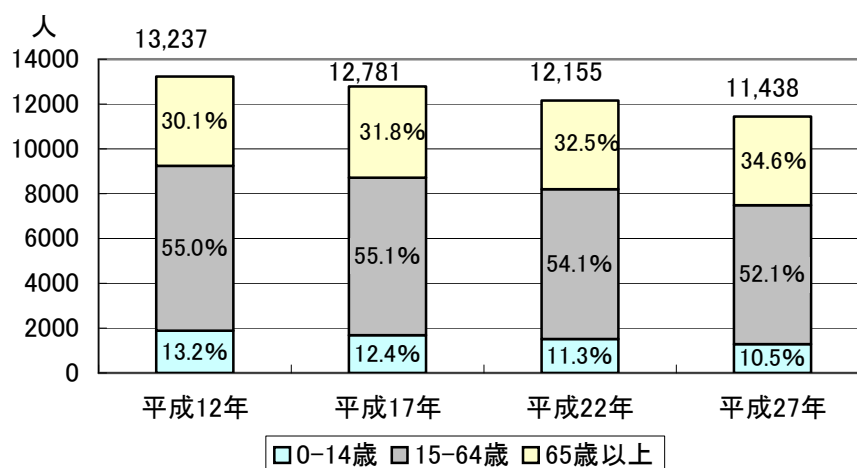
第2節 主要指標の見通し

1 人口

新町の将来推計人口は今後も減少が続き、平成27年には11,438人と推計され、平成12年と比較すると1,795人（13.6%）減少すると予測されます。

また、人口が減少する一方で、少子化が進み、65歳以上の老年人口の割合は増加し、平成27年には34.6%に達すると予測されます。

図 新町人口の将来推計



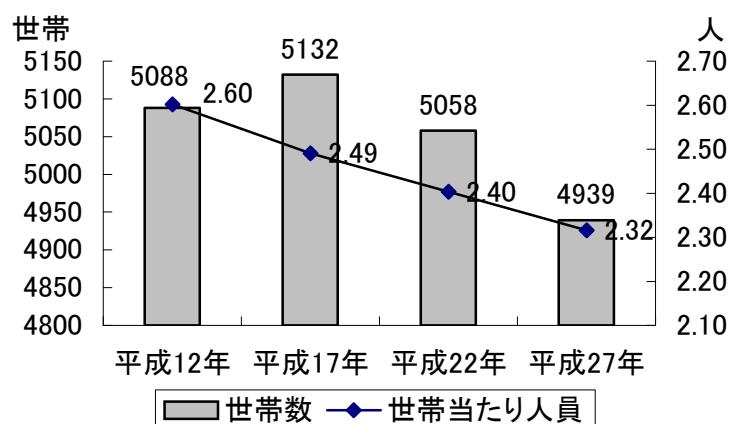
注1) 平成12年は国勢調査、平成17年以降は国立社会保障・人口問題研究所の簡易人口推計システムによる推計値。

注2) 端数処理のため、構成比の合計は必ずしも100にならない。

2 世帯

新町の世帯数は、世帯当たり人数の減少に伴い、平成17年までは増加しますが、その後減少に転じ、平成27年には4,939世帯になると推計され、平成12年と比較すると149世帯（2.9%）減少すると予測されます。

図 新町の世帯数と世帯当たり人員の将来推計



注) 平成12年は国勢調査、平成17年以降は、将来人口と世帯当たり人員の将来推計から算出した推計値。

第3章 まちづくりの基本方針

第1節 まちづくりの目標

1 まちの将来像

新町の振興・発展を図るためには、これまでのまちづくりの取り組みを継承し、充実させるとともに、新町を取り巻く社会・経済動向を踏まえながら、特性を生かした個性的なまちづくりを推進することが必要です。

（これまでのまちづくり）

両町ともに、住民生活の質の向上を基本にした将来目標を掲げてまちづくりを展開してきました。また、地域の最大の資源は「人」として、人材の育成・確保やまちづくりへの参加などを理念としています。

今後においても、健康で安心できる住民生活の確保を基本としながら、より一層、必要性が増すと考えられる住民参加のまちづくりを目指していくことが必要です。

（住民アンケート調査）

新しい町の将来イメージ¹としての住民の期待は、住民アンケートによると、「自然があるまち」「安心できる暮らしがあるまち」を望んでいます。さらに、「中学生・高校生」では「文化活動が盛んなまち」であること、「18歳以上」では「働く場が多いまち」への期待が高くなっています。

今後においては、恵まれた自然環境を維持・活用しながら本地域の課題といえる「文化活動の活発化」や「雇用の場の確保」がなされた地域づくりが求められます。

（まちづくり委員会）

両町の住民代表で組織されたまちづくり委員会においては、まちの将来像の設定にあたり、「人」がまちづくりの中心であることを念頭におき、地域の資源である自然や文化を十分生かすことを望み、「人と自然が織りなす芸術のまち、心豊かで伸びゆく美しいまち」を将来像とする提言を行いました。

（まちの将来像の設定）

新たなまちづくりにおいては、これまでのまちづくりの方向や住民アンケート結果を踏まえ、「人」と「自然」に着目し、豊富で清らかな湧水など恵まれた自然環境のなかで、住民がいきいきと輝くことができ、まちが活気づくことを期待し、地域の特性といえる芸術文化活動の拠点としての風格をもつ地域像をイメージします。あわせて、このような地域を構築する主役である「人」と「自然」については、「人の心の美しさ（心の豊かさ）」と自然をはじめとするまちの「美しさ」を兼ね備えるとともに、活発な産業活動が行われ、更なる発展性をもつ地域像をイメージします。

以上のことは、まちづくり委員会で提言された将来像と意味を等しくすることから、新町の将来像を「人と自然が織りなす芸術のまち、心豊かで伸びゆく美しいまち」とします。

¹ イメージ・・・心の中に思い浮かべる姿や情景、また、思い浮かべること

【吉松町総合振興計画（第4次）】

（将来像）

- ・ 誰もが健康で元気な町
- ・ 誰もが安心して暮らせる町
- ・ 明るい声と笑顔が行き交う町
- ・ 自然環境の優れた町
- ・ 豊かな暮らしができる町
- ・ この地に関わる人々が誇りと希望を持てる町

【栗野町第4次振興計画】

（将来像）

- ・ だれもが住みたくなるまち

住民生活の質の向上

【12～17歳住民アンケート】

- ・ 自然を大切にするまち
- ・ 交通事故や犯罪・災害のないまち
- ・ 文化活動やスポーツ振興の盛んなまち

【18歳以上住民アンケート】

- ・ 保健・医療・福祉サービスが充実した安心して暮らせるまち
- ・ 農林業を始め商工業など働く場が多い活気のあるまち
- ・ 山や川などを生かした自然豊かなまち

自然があるまち

安心できる暮らしがあるまち

文化活動が盛んなまち

働く場が多いまち

人と自然が織りなす芸術のまち、心豊かで伸びゆく美しいまち

まちづくり委員会

2 まちづくりの基本目標

将来像の実現のためには、子どもから高齢者まですべての住民を対象とする「人」と森林、河川、農用地、緑地をはじめとした町全体の「自然」がより充実したものとなる必要があります。

まず、健康で生き生きとした人づくりのためには、【保健・医療・福祉サービスの充実】をはじめとして、新町のあらゆる場所で芸術文化活動等による交流への支援や豊かな心をもつ人材育成など【教育・文化の振興】が期待されます。あわせて、日常生活の基盤の安定と新町の発展を目指した【産業の振興】にも取り組むことが重要です。

一方で、芸術文化活動等が円滑に展開されるためには、安全で魅力あるまちの空間づくりなど【都市基盤の整備】や、自然にやさしい環境づくりや定住を促進する住宅・宅地の整備など【生活環境の充実】が図られなければなりません。

さらに、これら各種施策を住民の理解と協力のもとで、実行していくために、住民と行政との新たな協働関係による【行政・財政】が求められます。

以上のことから、将来像の実現のための基本目標を次に定めます。

誰もが元気で暮らせる、人にやさしいまちづくりの推進
(保健・医療・福祉)

地域で育て、地域に学び、地域を生かす教育・文化の振興
(教育・文化)

地域資源を生かして多くの人が交流し、にぎわいのあるまちづくりの推進
(産業振興)

住む人に安全で安心、魅力ある都市基盤の整備推進
(都市基盤)

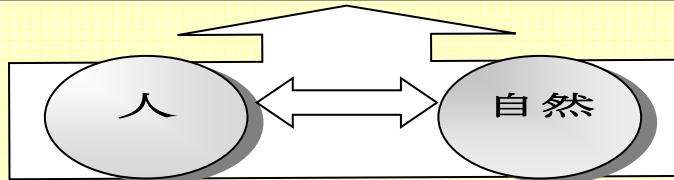
住んでみたい、住み続けたい生活環境づくりの推進
(生活環境)

住民の相互理解と融和、行政との協働によるまちづくりの推進
(行政・財政)

【将来像と基本目標】

将来像（将来のまちのイメージ）

人と自然が織りなす芸術のまち



心豊かで伸びゆく美しいまち

基本目標（将来像を実現するための目標）

誰もが元気で暮らせ
人にやさしいまちづくりの推進

地域で育ち
地域で学ぶ
地域を生きか
教育
文化の振興

地域資源を生かして多くの人が交流し
にぎわいのあるまちづくりの推進

住む人に安全で安心
魅力ある都市基盤の整備推進

住んでみたい
住み結きたい生活環境づくりの推進

住民の相互理解と融和
行政との協働によるまちづくりの推進

第2節 まちづくりの基本方向

【保健・医療・福祉】

～誰もが元気で暮らせる、人にやさしいまちづくりの推進～

保健・医療・福祉の充実にあたっては、少子高齢化の進行や多様化・高度化する住民ニーズへの対応が重要になることから、保健・医療・福祉の総合的なサービス提供を可能とするための拠点づくりを進めます。

また、子どもから高齢者まで生涯を通して健康であることは幸福で充実した生活の基礎であることから、健康に対する意識啓発を強化するとともに地域住民が自主的に健康づくりに取り組める環境づくりに努めながら、疾病等の予防や早期治療を促進するために、住民視点に立った保健・介護予防施策の展開や医療体制の確保を図ります。

福祉施策については、児童・高齢者・障害者などそれぞれの対象者に対応できる相談機能の強化をはじめとした各種施策の充実とともに、ボランティア(*1)など地域に根付いた活動の支援や住民の協力によるやさしさと思いやりのある福祉ネットワーク(*2)の構築など、心のつながりを大切に、地域のみんなで支える、人にやさしいまちづくりの体制を強固なものにします。

以上のことから、「誰もが元気で暮らせる、人にやさしいまちづくり」を目標とした保健・医療・福祉の充実を推進します。

【教育・文化】

～地域で育て、地域に学び、地域を生かす教育・文化の振興～

教育・文化の振興にあたっては、学校と地域・家庭の連携による地域一体となった教育が重要になることから、学校教育・生涯学習・文化活動について、各地域で主体的に取り組む環境づくりに努めます。

また、これまで目指してきた「教育の町」づくりを継続し、個に応じた教育の推進と少子化による児童数の減少などに対応した学校教育の体制を検討するとともに、地域ぐるみでの青少年育成により、基礎学力と生きる力を備えた時代を担う人材づくりに努めます。生涯学習についても、既存施設を有効に活用しながら新町一体となった振興を図ります。

さらに、地域の特性を生かした文化活動の振興のため、芸術活動をより一層振興するとともに、文化財の保存・活用やふれあい交流の推進など、新町の一体感醸成のための施策を積極的に進めます。

以上のことから、「地域で育て、地域に学び、地域を生かす教育・文化の振興」を目標とした教育・文化の振興を推進します。

【産業振興】

～地域資源を生かして多くの人が交流し、にぎわいのあるまちづくりの推進～

産業振興にあたっては、基幹産業である農林業の維持・発展が基本となることから、農林業従事者の減少や高齢化等に対応した生産基盤の充実や生産体制の構築をはじめ、安全・安心な農産物の生産に努めます。また、農林産物の加工・流通については、特産品の開発への支援をはじめ、観光施策と連動した情報発信や地産地消の推進など、多様な販路の確保と農林産物の知名度の向上を図ります。

また、都市基盤整備と連携した魅力ある商業空間づくりを主体とする商業振興とともに、農業体験が可能な観光形態を進めるなど、地域住民と観光客等が相互に交流することによるにぎわいの創出を図ります。

観光振興については、霧島地域等との広域観光への取り組みとあわせて、湧水をはじめとする自然や芸術的要素を観光資源とした新町独自の観光地づくりを進めます。

さらに、工業団地やゴルフ場の整備促進とあわせて、交通の利便性等の地域特性を生かした新規産業の創出を図り、雇用の場を拡大します。

以上のことから、「地域資源を生かして多くの人が交流し、にぎわいのあるまちづくり」を目標として産業振興を推進します。

【都市基盤】

～住む人に安全で安心、魅力ある都市基盤の整備推進～

都市基盤整備にあたっては、災害や事故等に備えた安全なまちづくりが最も重要であることから、川内川の水防をはじめとする新町の一体的な治山・治水対策に努めるとともに、災害時においても避難路や救出路が確保できる道路・交通体系や、高齢者や障害者においても利用しやすい道路・交通環境の構築を図ります。

あわせて、消防・救急体制についてもより高度な対応を図るための取り組みを進めるとともに、非常時においても安定した水の供給が図られるように上水道及び簡易水道の整備を図ります。

なお、これらの取り組みとともに、地域住民相互の助け合いによる防災体制や防犯体制づくり、消費者保護対策の強化などにより、安心できる地域社会づくりを進めます。

また、新町の一体性を確保するための主要道路等の整備や交通体系の再構築に努めるとともに、芸術と自然を生かした市街地形成など新町の都市的な魅力向上を図ります。

以上のことから、「住む人に安全で安心、魅力ある都市基盤の整備」を目標として都市基盤の整備を推進します。

【生活環境】

～住んでみたい、住み続けたい生活環境づくりの推進～

生活環境の整備にあたっては、ゆとりややすらぎなど、住民ニーズの高まりへの対応が必要であることから、土地利用方針を踏まえ、快適性の確保された公営住宅やゆとりある宅地の提供に努めるとともに、日常生活において、いこいの場となる公園の整備を図ります。

また、新町の恵まれた自然環境を保全するため、住民の協力によるゴミのリサイクル(*3)を基本としたごみの減量化や生活排水処理対策を推進するとともに、省エネルギー(*4)活動の展開や新エネルギー(*5)の導入など地球環境も視野に入れた取り組みを進めます。

あわせて、貴重な動植物の保護・保全に対する意識啓発とともに、河川や土壌等の環境汚染防止のために検査体制を充実させるなど、自然生態系の維持を図ります。

以上のことから、「住んでみたい、住み続けたい生活環境づくり」を目標とした生活環境の整備を推進します。

【行政・財政】

～住民の相互理解と融和、行政との協働によるまちづくりの推進～

行財政改革の推進にあたっては、地方分権に対応できる自治体の構築が重要であることから、基本的な方針として住民参加型のまちづくりを目標として掲げます。

また、自治組織については、自主性を尊重したまちづくりを展開するうえで主要な役割をもつことから、新町内のいずれの地域においても同等な機能がもてる仕組みの構築や活動支援の充実を図ります。

行政体制については、多様化・高度化する住民ニーズへの的確な対応が図られるよう、組織や事務事業の合理化や拡充を図ります。また、住民参加型のまちづくりに必要な情報化や情報公開の推進に努めます。あわせて、合併に伴う国の財政支援などを活用しながら、健全な財政基盤を構築します。

以上のことから、「住民の相互理解と融和、行政との協働によるまちづくり」を目標とした行政・財政施策を推進します。

(*1) ボランティア・・・見返りを求めずに人に何かをすること

(*2) 福祉ネットワーク・・・福祉における人や団体・組織等の連携・協力体制のこと

(*3) リサイクル・・・資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用すること

(*4) 省エネルギー・・・石油・ガス・電力などのエネルギー資源の効率的利用を図ること

(*5) 新エネルギー・・・太陽熱、太陽光、風力、海洋、地熱、雪氷熱などの自然エネルギーや、CO₂の発生が少ない合成エネルギーなどのこと

第3節 土地利用の方針

■基本方針

新町の土地利用については、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、地域の特性に応じた機能分担を定め、総合的かつ計画的に推進します。

そのため、土地利用に関する各種計画の策定及びその的確な運用により、安全性や自然環境等との調和に配慮した土地利用に努めます。

また、一定規模以上の土地取引や大規模な開発行為については、各種の土地利用規制法の運用を通じて、関係法令や周辺の土地利用状況と適合するような総合的な調整を行い、適切な土地利用の実現に努めます。

未利用地等については、周辺の特性や条件を踏まえた有効利用を促進します。

表 土地利用の状況

単位：ha

	都市計画法区域		農業振興地域		森　　林			自然公園区域		
		用途地域		農用地区域		国有林	民有林		特別地域	普通地域
新　町	1,603	97	10,280	1,810	9,772	3,064	6,708	1,034	185	849
吉松町	1,263	—	3,106	486	3,734	1,813	1,921	—	—	—
栗野町	340	97	7,174	1,324	6,038	1,251	4,787	1,034	185	849

資料：土地対策の概要（平成14年10月、数値は平成14年3月31日現在）

■利用区分（地目）別利用方針

利用区分（地目）		利用方針
【農用地】		農用地については、無秩序な利用転換を抑制し、優良農用地の維持確保に努めながら、農地の集積や農道・用排水路など農業生産基盤の整備と生活排水対策など農村環境の維持を積極的に推進します。一方で、地域活性化の一環として、一部農用地の転用による企業用地や住宅用地の確保を図ります。
【森林】		生産性の高い優良な森林の確保はもとより森林のもつ多面的な機能を総合的に発揮しうよう必要な森林の確保と整備を図ります。 また、市街地及びその周辺の森林については、防災及び良好な生活環境を確保するため、緑地としての保全に努めるとともにその整備を図ります。
【原野】		原野のうち、水辺植生、野生鳥獣の生息地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持などの観点から保全を図り、その他の原野については、環境の保全に配慮しつつ有効な利用の転換を図ります。
【宅地】	住宅地	合併浄化槽の普及など環境保全に配慮しつつ、生活関連施設の整備を推進し、必要な用地の確保を図ります。
	工業用地	自然環境及び生活環境保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。また、計画推進中の工業団地については、早期完成を目指します。
【水面・河川・水路】		水面については、今後の社会経済の変化に対応した水資源の確保を図り、その保全と確保を図ります。 河川については、川内川等の改修に引き続き取り組み、防災対策を推進するとともに、合わせて、住民生活に生かすべき貴重な資源として親水施設や公園・広場等の周辺環境の整備を進め、スポーツや健康づくり等への活用を図ります。 水路については、農業用排水施設等の整備に必要な用地の確保を図ります。
【公用・公共用施設用地】		公用・公共施設用地については、行政需要の増大と多様化に対応しつつ、環境の保全に配慮し、必要な用地の確保を図ります。
【レクリエーション ¹ 用地】		新町の立地的好条件を生かした取り組みを積極的に推進し、また、固有の地域資源を生かした観光エリアを設定し、交流人口を増大し県内外にアピール ² するものとしします。 ゴルフ場予定地については、早期開業に向けた支援・促進に努めます。
【市街地】		商工業をはじめとした都市的機能の集積している平地部においては、良好な市街地の形成を進め、人・もの・情報の交流拠点の形成を目指します。

¹ レクリエーション・・・余暇に行うスポーツや芸術活動、娯楽や気晴らし、休養など

² アピール・・・訴えること

第4節 新町の都市構造

1 地域核

現在の両町の市街地を地域核として位置づけ、周辺部の発展を先導する機能を整備します。

また、それぞれの地域の自治活動の促進や地域の実情に合った施策の展開を図り、自然、歴史・文化的な成り立ちの違いをそれぞれの個性として踏まえ、地域特性を生かした個性豊かなまちづくりに努めます。

2 連携軸

(1) 広域連携軸

九州縦貫自動車道とJ R 肥薩線、J R 吉都線、国道268号を広域連携軸として位置づけ、鹿児島市や宮崎県、熊本県、さらには北部九州から全国に広がる広域的な連携・交流を促進する基幹的な軸として、更なる充実強化を図ります。

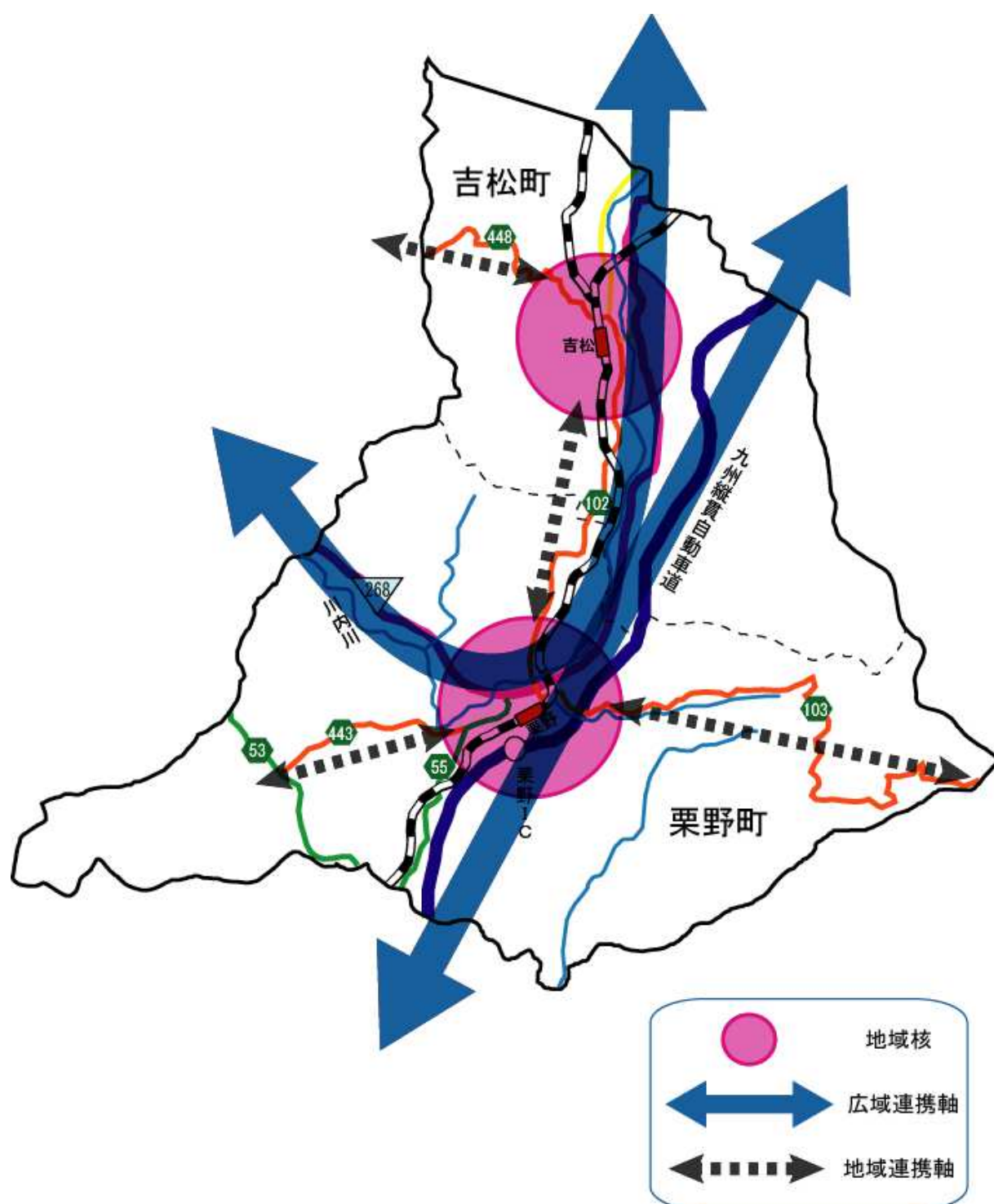
(2) 地域連携軸

地域核間及び各地域核と周辺部、各地域核と周辺市町を結ぶ主要道路（県道栗野加治木線、県道木場吉松えびの線、県道栗野停車場えびの高原線、県道幸田栗野線、県道川西菱刈線、町道下場老谷線、伊佐広域農道）を地域連携軸として位置づけ、この軸の充実強化により、住民利便性の向上と公共施設等の利活用の充実や情報提供の円滑化を図り、新町の均衡ある発展に寄与します。

また、この軸を通して歴史的・文化的資源や観光資源の連携・ネットワーク¹化を図り、地域観光の魅力向上と地域間の人的な交流・連携を促進します。

¹ ネットワーク・・・網目状の連結組織のこと

都市構造



第5節 地域別の振興方針

地域別の振興方針においては、特性や課題等を踏まえ、複数のエリア設定を行い、振興方針と主な取り組みを示します。

1 吉松地域

■地域の概況

本地域は、鹿児島県の中央北端に位置し、宮崎県えびの市と接する県境の地域であり、霧島連峰及び九州山脈矢岳支脈の両山系に挟まれた盆地地形をなし、中央を川内川が貫流しています。

また、ＪＲ吉都線とＪＲ肥薩線が分岐・接続する鉄道の町として発展してきましたが、高速鉄道網や道路交通網の発達、国鉄の整理合理化等とともに、駅を中心とした産業の衰退が地域経済にとっての大きな課題となっています。

一方、近年は地域特有の地形を利用したパラグライダー等のスカイスポーツの町として知られるようになり、「スカイフェスタ よしまつ」などのイベント¹には全国から人が集まり、大きな経済効果をもたらしています。

また、地域北部には古くからの温泉地があり、竹中池の霧島山麓の湧水など地域特有の資源や景観、県境の立地を生かした広域的な観光・交流の拡大が期待されています。

■振興方針

○地域の中央である市街地については、市街地の骨格をなす道路の整備を図るとともに、活気ある商業地やゆとりある良質な住宅地の形成などを進めます。あわせて、中央公民館を本地域における生涯学習の拠点として整備充実を図ります。

また、歴史ある鉄道のまちの象徴として、吉松駅前の周辺整備を進め、新たな地域のシンボルとして活用することにより、交流人口の増加を図ります。

さらに、川内川の改修等を進め、安全で安心できる生活・交流空間を創造します。

【吉松駅前周辺の整備】

【川内川河川改修・水防の推進】

【生涯学習拠点の充実】

¹ イベント・・・行事、催し

○地域の東部、霧島山麓地域については、災害対策を図りつつ、自然のなかで憩い、交流することのできる「水と緑の観光・レクリエーションエリア¹」の維持・形成を図ります。

竹中池公園については、親水機能の向上による交流施設として整備・活用を進めます。

また、ゆうすげやヒガンザクラの自生地のほか、サクラなどの花に象徴される池平公園について四季を感じられる活用を進めます。

その他、自衛隊演習場周辺一体の広大な原野の利活用や刑務所と連携したイベントの展開を推進します。

【竹中池（水の里事業）の整備】

【池平公園及び上床・木原地区の整備】

【吉松P Aの活用】

【貴重な植物の保全・活用】

【自衛隊演習場周辺の活用】

【刑務所の活用】

○地域の西部地域については、農地や良好な泉質を誇る温泉や周囲の緑豊かな自然環境と交流施設や物産館などを効果的に組み合わせながら、農業体験や人とのふれあい、温泉によるリラクゼーション²などを通して滞在することのできる「滞在・交流エリア」の形成を図ります。

また、大原地区から魚野地区については、温泉・農園・パラグライダーのフライトエリア³・原生林登山道等を有機的に連携して一体的に整備を図ります。

その他、地域の南部にあるゴルフ場については、早期開業を促進し、新たな交流空間づくりを進めます。

【大原・魚野地区の一体的整備】

【物産館及び周辺の充実】

【ゴルフ場早期開業の促進】

¹ レクリエーションエリア・・・余暇活動を行う場所のこと

² リラクゼーション・・・くつろぐこと，力を抜くこと，緊張をほぐすこと

³ フライトエリア・・・発着地点も含めた飛行空域

2 栗野地域

■地域の概況

本地域は、町の中央部を川内川が貫流し、東の栗野岳と西の国見岳に挟まれたすり鉢状の地形となっています。

また、霧島屋久国立公園に属する栗野岳中腹からの眺望や名水百選に選ばれた丸池湧水、全国棚田百選に選ばれた幸田の棚田など豊かで個性的な自然が住民によって大切に保存、継承されています。

現在、生活環境の整備と中心市街地の活性化を図るため、土地区画整理事業を実施しており、商店街の活性化と良好な市街地形成により都市機能の充実に図り、若年者等の定住化を目指しています。

道路・交通環境としては、地域をJR肥薩線と九州縦貫自動車道が通り、町の中心付近に栗野インターチェンジ¹が設けられており、鹿児島空港へは15分の至近距離にあります。そのほか、国道268号、県道栗野加治木線、県道木場吉松えびの線、県道栗野停車場えびの高原線のほか町道下場老谷線、伊佐広域農道の各線が町の中央部から各地へ延びており、道路交通の要衝となっています。

また地域内は、中心地から「町内巡回バス」で結ばれており、地域住民の重要な交通手段となっています。

この交通環境の利点を生かして、工場等の企業誘致を進めており、鹿児島県事業として霧島くりの工業団地の整備も進められています。また、県の霧島アートの森が栗野岳中腹に整備され、霧島地域における芸術・文化活動の拠点となっており、観光交流の拡大が期待されています。

■振興方針

○地域の中央である市街地については、栗野駅前周辺の土地区画整理事業による面的整備を進め、地域内のアクセス²向上を図るとともに、商業集積や美しい街並みづくりなどによるにぎわいのある買い物空間の創出に努めます。あわせて、いきいきセンターくりの郷の活用による交流人口の増大を図るとともに、地域振興に資する土地利用の有効・高度利用に努めます。

丸池公園は、川内川の支流の丸池川と一体となった整備を図り、親水公園としての機能強化を図ります。

さらに、河川防災ステーションの活用によりに安全で安心した生活空間を創造します。

【土地区画整理事業の推進】

【丸池公園周辺の整備及び機能強化】

【いきいきセンターくりの郷の活用】

¹ インターチェンジ・・・高速道路の出入り口

² アクセス・・・産業や住宅の立地等に関する交通の利便性

【物産館の整備、観光案内所の整備】

○地域の南部については、雇用の創出を生み出す観点から霧島くりの工業団地の早期完成を促進するとともに、栗野インターチェンジと周辺道路とのアクセスの向上を図り、「物流拠点エリア」の形成を図ります。

【地域内道路の充実】

【工業団地の整備促進】

○地域の東部、栗野岳周辺の霧島山麓地域については、栗野岳レクリエーション村、栗野岳ログキャンプ村、霧島アートの森などの交流資源や栗野岳温泉を生かして、「芸術と自然による文化拠点」の維持・形成を図ります。

また、霧島屋久国立公園の一部を有することや天然記念物に指定されているハナショウブの自生地もあることから、自然保護対策を強化します。

【霧島アートの森の活用促進】

【レクリエーション施設の充実】

【自然保護対策の強化】

【観光型農業の推進】

【栗野高原リゾート¹計画地利活用の検討】

○地域の西部の平野部から丘陵部地域については、優良な農地を保全するとともに、ふるさとの川整備事業を推進し、安全で安心できる生活空間を創造します。

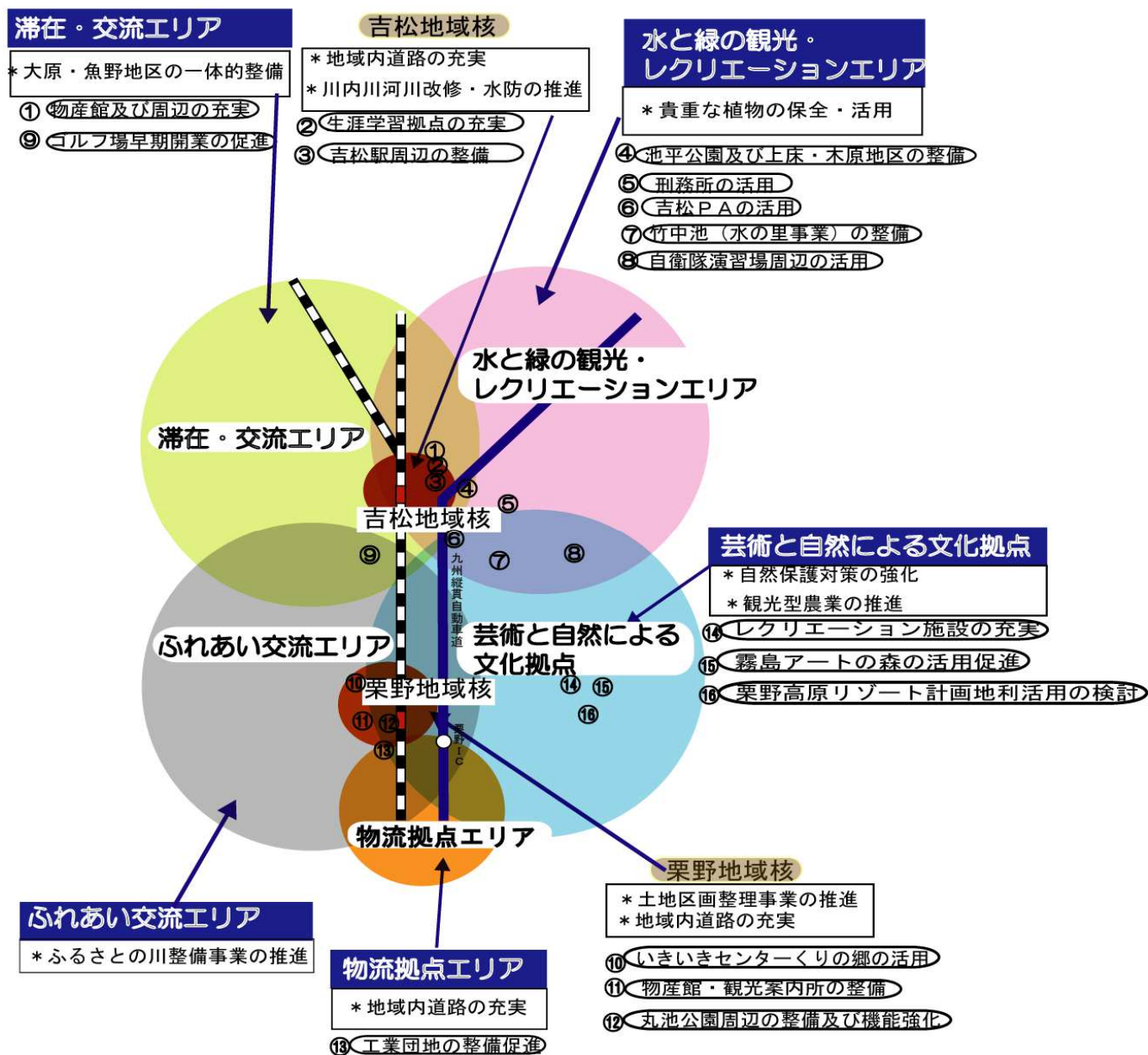
また、国見岳麓に広がる幸田の棚田や国道 268 号及びサイクリングロード沿いの田園資源等の保全に努めるとともに、棚田産直交流や二渡地区イルミネーション²及び陣ノ岡の自然を生かした各種イベントを振興し「ふれあい交流エリア」の形成を進めます。

【ふるさとの川整備事業の推進】

¹ リゾート・・・保養地、行楽地、避暑地、温泉地などのこと

² イルミネーション・・・照明、電気装飾、たくさんの電球などで建物を飾ること

地域別振興方針



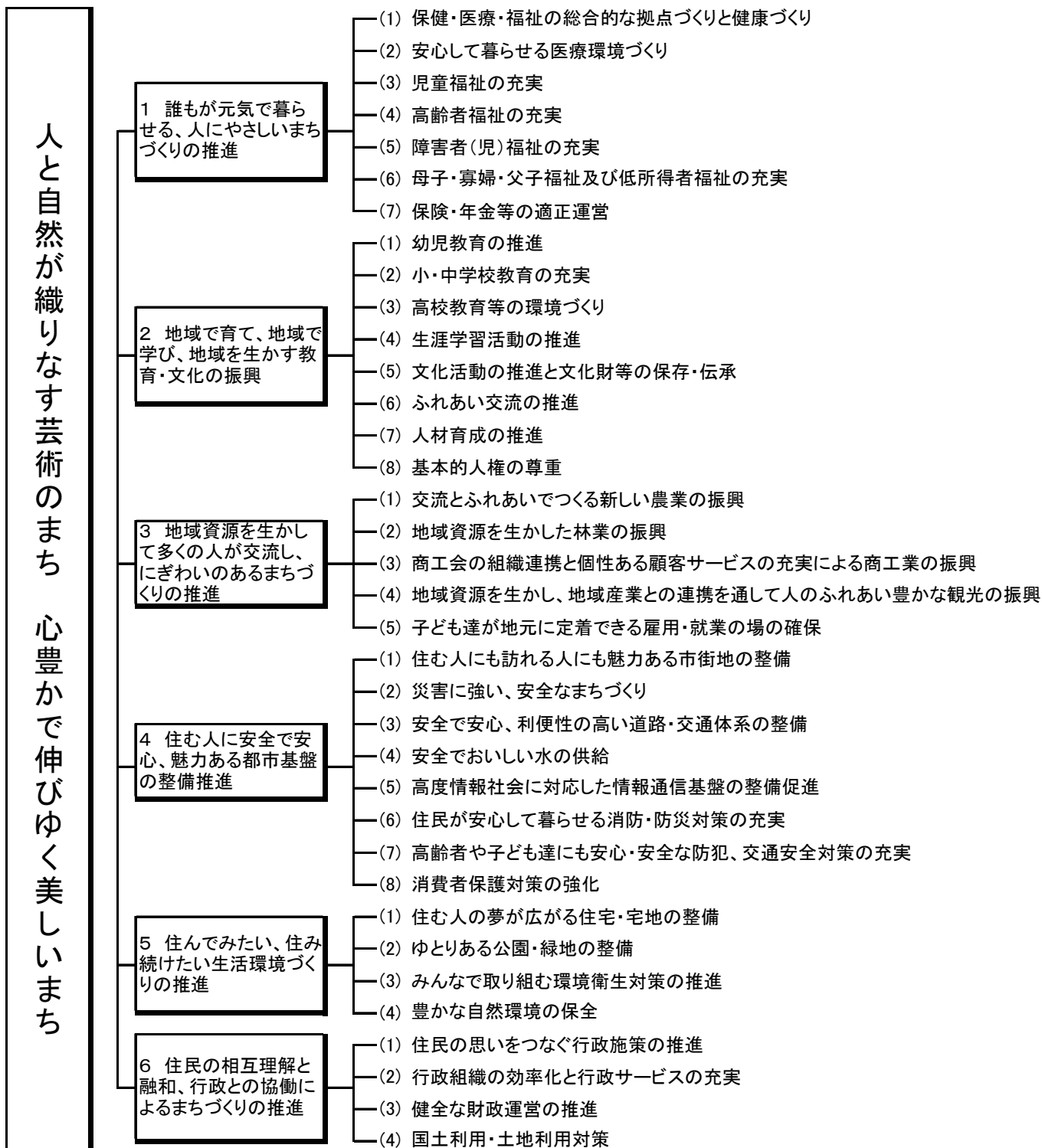
第4章 まちづくりの基本施策

新町まちづくり計画施策体系図

【将来像】

【基本方向】

【分野別基本計画】



第1節 分野別基本計画

1 誰もが元気で暮らせる、人にやさしいまちづくりの推進

(1) 保健・医療・福祉の総合的な拠点づくりと健康づくり

① 総合的な拠点づくり

新町においては、保健・医療・福祉が一体となり、住民が健康増進を図るための総合的な拠点づくりを行うとともに、保健・医療・福祉に関する新たな体制の構築を進め、各種事業を効率的かつ的確に実施するよう努めます。

② 健康づくり活動の推進

住民の満足度が比較的高い各種検診や保健衛生活動については、今後も更なる充実を図ります。また、住民団体やボランティア等との連携を図り、子どもから高齢者まですべての住民の健康管理意識を高め、さらに各種検診に基づく健康相談機能を充実させるとともに、体力作り、健康づくりへの参加を促します。

(2) 安心して暮らせる医療環境づくり

住民の要求度が高い地域医療体制については、国民健康保険事業の健全かつ安定的な運営を図るとともに、必要なときに高度な医療を迅速かつ安心して受けられるよう、地元医師会等と連携しながら医療体制の整備を推進します。

(3) 児童福祉の充実

① 子育て意識の啓発

次代を担う大切な子どもの健やかな成長を願う子育てを、単に家庭の問題としてだけでなく、行政をはじめ学校、地域社会、企業など社会全体で子育てに関わっていくような意識啓発に取り組んでいきます。そのためには、広報活動の推進や、地域や親や関係者がともに学習する機会の拡大、子育ての男女共同参画の推進、子育て支援に関する推進体制の整備・充実に取り組みます。

② 子育てと仕事の両立への支援

働く女性の増加や就労形態の多様化により、子育てを支援する保育園等の役割は、ますます重要なものになってきました。保育園では特別保育サービスとして、延長保育や一時預かり保育、乳幼児保育など実施していますが、さらにこれらの充実に努めます。

また、核家族化や働く母親の増加によって、昼間保護者のいない児童は、今後も増加するものと考えられるので、放課後児童の健全育成対策の重要性を踏まえ、保護者の就労状況や家族構成などの地域性を考慮し、学童保育クラブの整備を図るとともに、学童保育事業の拡充を図ります。

③ 相談・支援体制の充実

子どもや子育てについての悩みや不安を持つ親に対して、気軽に相談に応じ、適切な指導や支援を行えるよう、各相談機能を充実させます。さらに、家庭や地域の子育て機能を強化するため、子育て支援拠点の整備を進めます。

また、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応のため、母子保健対策の充実、子育て支援ネットワークの整備、関係者の虐待等の対応に関する専門知識・技術の習得向上に取り組みます。

④ 児童の健全育成の充実

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、豊かな人間性を育む教育、世代間交流や異年齢児交流など多様な体験活動を充実させるなど地域における育成環境の整備・充実に取り組みます。

また、子どもたちが、身近なところで安心して遊べる環境づくりを推進します。

⑤ 障害児への支援

障害児に対しては、一貫した療育体制の確立と早期療育の場が必要とされます。そのため障害児保育については、保育園等の研修の充実を図り、関係機関（者）との連携に積極的に取り組みます。

また、精神・運動発達面等において問題があった場合、早期の対応が必要であるため、適切な施設で治療や療育等を受けられるよう、医療機関、児童相談所等との連携調整を図り、そして、障害児の保護者に対して適切な対応ができるよう、相談窓口における支援サービス機能の充実を図ります。

さらには、地域住民の障害児に対する理解を深めるため、行政機関やボランティア団体等と連携・協力し、交流の推進を図り、快適に生活していけるような環境づくりを推進します。

(4) 高齢者福祉の充実

① 介護予防・生活支援対策の推進

高齢者自身が生きがいを持ち、地域社会の中で自らの経験と知識を生かしていけるような社会づくりが重要であり、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送るために、介護予防対策の積極的な推進を図っていきます。

高齢者にとっては、健康でいきいきとした生活が送れることが何よりも大切です。そこで、自立に不安のある高齢者等が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないように予防対策に努めます。

また、高齢者の心身の状態や環境の違いに配慮するとともに、機能訓練、訪問指導等の高齢者保健サービス、閉じこもりを防ぐ生活支援等の高齢者福祉サービスや地域住民による自主的な活動等、総合的な介護予防・生活支援対策を確立できるよう努めます。

② 安心して老後を暮らせる地域ケア体制の構築

高齢者が住みなれた場所で住み続け、また支援や介護が必要な状態になっても、安心して日常生活を送ることができるよう、高齢者を地域全体で支える体制づくりを推進します。

また、高齢者を地域全体で支える観点から、保健・医療・福祉・生涯学習など、さまざまな分野の地域資源を幅広く活用し、ボランティア活動や自治会・民生委員活動、社会福祉協議会の事業充実など、地域住民も参加した地域ケア体制の確立を図っていきます。

③ 高齢者の社会参加の促進

高齢者が孤立することなく地域で支え合い、その能力を社会で生かすために、老人クラブや生涯学習、サークル活動、シルバー人材センター等の就業の場等の社会参加を支援し、高齢者の生きがいがづくり、仲間づくりの場が充実されることを目指します。

また、高齢者の世代間交流や地域住民との交流を一層進めるために、学校や社会教育関係者との連携で高齢者に対する理解を深め、老人クラブや子ども会等、既存団体との交流の機会を促進するよう取組みます。

明るく活力に満ちた高齢社会を確保するため、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を生かして積極的に役割を果たすことができるよう支援します。

(5) 障害者（児）福祉の充実

① 障害者（児）に優しいまちづくりの推進

障害があっても、わが町で自立し、快適な生活が営んでいける体制づくりを目指します。そこで、手話通訳士や福祉ボランティア等の人材育成を図るとともに、施設等のバリアフリー¹化などの施策に、障害者の意見が十分取り入れられるよう努め、障害者（児）に優しいまちづくりを推進します。

② 相談・指導の充実と各種福祉制度の活用

障害者（児）の十分な実態把握に努め、相談員等との連携を強化し、また、各種福祉制度の活用によって生活全般における相談に応じ、充実した相談・指導体制に促進します。

③ 社会参加・自立更生の推進

障害者が住みなれた地域で、地域の人々とふれあいながら地域の活動等に参加することを推進するとともに、福祉作業所等の支援を行い、ノーマライゼーション（健常者と障害者とが分け隔てなく生活できる社会）の理念を共有しながら障害者の社会参加と自立更生を促進します。

¹ バリアフリー・・・建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮すること

(6) 母子・寡婦・父子福祉及び低所得者福祉

母子・寡婦・父子家庭については、相談機能の充実を図るとともに、各家庭の実情に応じて適切な相談・支援に努め、保健福祉の充実を図ります。

低所得者については、実態を十分に把握しながら、適切な自立促進に向けた相談・指導の充実を図ります。

(7) 保険・年金等の適正運営

① 国民健康保険

国民健康保険・老人保健については高医療費の要因を分析し、関係機関の支援を得ながら健全な財政運営及び医療給付の適正化に努め、事業基盤の安定化を図ります。

② 介護保険

介護保険事業の趣旨を充分踏まえ、在宅介護サービスや施設サービスの拡充に努め、介護保険事業計画に基づいた公平かつ適正な運用を図ります。

③ 国民年金

年金制度の十分な周知に努めるとともに、関係機関と連携して加入促進に努めます。

主要施策	主要事業
保健・医療・福祉の総合的な拠点づくりと健康づくり	健康づくり推進事業 保健、福祉施設整備・管理運営事業 健康づくり運動推進計画策定事業 母子保健事業 老人保健事業 予防接種事業 感染症予防事業 狂犬病予防事業 ユニバーサルデザイン ¹ 推進事業 地域福祉推進事業
安心して暮らせる医療環境づくり	地域医療対策事業 初期救急医療対策事業 第2次救急医療対策事業
児童福祉の充実	児童福祉事業 子育て支援対策事業 児童虐待予防事業 青少年健全育成事業
高齢者福祉の充実	高齢者福祉事業 介護保険事業 家族介護生活支援事業 シルバー人材センター運営事業 すこやか長寿社会運動推進事業
障害者（児）福祉の充実	障害者（児）福祉事業 知的障害者福祉事業 精神障害者福祉事業
母子・寡婦・父子福祉及び低所得者福祉の充実	母子寡婦父子福祉事業 生活保護事業 雇用・勤労者福祉対策事業
保険・年金等の適正運営	介護保険事業（再掲） 国民健康保険事業 老人保険事業 国民年金事業

¹ ユニバーサルデザイン・・・年齢や身体状況等に関わらず、誰もが安全に使いやすく、わかりやすい、暮らしづくりのために、ものや環境・サービスを設計デザインすること

2 地域で育て、地域に学び、地域を生かす教育・文化の振興

(1) 幼児教育の推進

幼児教育については、一人一人の発達の特性に応じた指導を充実し、心身ともに健やかでたくましく生きる子どもの育成に努めます。

また、共働き世帯の増加に対応した預かり保育等のあり方についても検討し、園舎等の教育環境の整備を図るとともに、実態に即した教育課程の編成・実施・評価を行います。また、教諭の資質を高めるとともに、就園を奨励します。

(2) 小・中学校教育の充実

① 地域一体となった特色ある教育の推進

学校と地域・家庭の連携を図り、地域一体となった学校教育の推進を図ります。

また、地域の自然や人材、伝統文化に直接ふれさせ、多くの体験学習の中から「生きる力」の基礎となる学力の向上を図ります。

さらに、小学校及び中学校相互の交流をより一層推進するとともに、学習環境の充実や地域の教育力を生かした児童生徒の安全対策を徹底し、特色ある教育の展開に努めます。

② 学習環境、学校施設の充実

校舎等の改修や運動場の整備を推進するとともに空き教室の有効活用を図ります。

また、教材教具、教育機器（特にコンピュータ）の整備・活用を進め、特に、習熟の程度に応じた指導の推進など学習指導法の改善に努めます。

さらに、安全で安心な学校給食を実施するため、新しい環境基準に合致した学校給食共同調理場の建設整備を図ります。

③ 調和のとれた児童・生徒の育成

児童生徒の学力の向上と健康や体力の保持増進を図り、生命と心の教育を重視し調和のとれた児童生徒の育成を図ります。そのために健康・安全教育と道徳教育の充実に努めます。

また、ふるさとの自然や文化を生かした活動やボランティア活動等の幅広い生活体験を通して、豊かな情操を備え、個性豊かで心身ともにたくましい思いやりのある児童・生徒の育成に努めます。

さらに、人権問題について正しい認識と理解を深め、お互いのよさを認め合う児童生徒の育成に努めます。

④ 生徒指導の充実

生徒指導においては、生徒が主体的に進路を選択・決定できるよう計画的・継続的な進路指導の充実に努めます。また、いじめや不登校等の問題行動に対処するため、教育相談や教職員研修等の総合的対策を推進し、家庭や関係機関・団体と連携して問題の解決に努めます。

⑤ 特別支援教育の推進

特別支援教育では、障害のある児童生徒とその教育に対する正しい理解・認識を深め、適正な就学指導を推進し、交流学习や体験学習等、個々の能力や特性に応じて自立を育む実践に努めます。

(3) 高校教育等の環境づくり

県立栗野工業高等学校の振興を図り、地域が一体となった環境づくりを推進します。

また、上級学校への進学や専門的技術習得を志す生徒・学生に対し、奨学資金の貸与を行います。

(4) 生涯学習活動の推進

① 住民の主体的な生涯学習活動の推進

公民館学級の内容の充実を図り、自主サークルやボランティアグループ等の育成並びに活動への支援を通して、地域社会に開かれた学級づくりと学習機会の充実に努めます。

また、学習相談の対応や学習情報の収集と提供を行い、町民の多様なニーズに応えます。

② 社会教育の環境づくり

社会教育の中核的施設として中央公民館や図書館等の充実・整備に努めます。

また、社会教育関係団体等リーダーの研修や育成、町内の有志指導者等を活用して社会教育推進体制の充実を図ります。

図書館については、住民ニーズに対応するため、年次計画による図書資料等の充実とサービス向上に努め、利用促進を図ります。

③ 社会教育関係団体の育成

町子ども会育成連絡協議会や町PTA連絡協議会、青年団等の社会教育関係団体の組織の強化を図るとともに、活動内容の充実及び相互の連携・協力により、積極的に活動できる社会教育関係団体の育成に努めます。

④ 家庭教育の充実

今日の家庭教育の課題に対応するため、学校・家庭・地域や関係機関等相互の連携を図り学習機会の充実に努めます。

また、特に父親の家庭教育への参画を促すなど家庭教育充実のための支援に努めます。

⑤ 社会体育の充実

町民の体力維持増進を図るため、町体育協会、スポーツ少年団、各地区体育部等への支援と連携を強化し、各組織・活動の充実及び指導者の育成に努めます。

また、各種大会等に対応するため、競技団体の育成並びに競技力の向上に努めます。

⑥ スポーツ・レクリエーション活動の振興

家族や地域ぐるみで気軽に親しめるニュースポーツの振興を図り、町民のスポーツ・レクリエーション活動に対する取り組みを推進します。

生涯スポーツについても、運動公園や体育館などの活用を促進するため、施設の整備充実に努めます。

また、これまで両町で実施してきた各種大会等については、それぞれの特色ある取り組みを踏まえて、町民の融和が図られるよう大会の充実に努めます。

(5) 文化活動の推進と文化財等の保存・伝承

① 芸術・文化活動の推進

霧島アートの森や文化協会との連携を強化して町民の芸術活動・創作活動を支援、促進するとともに、既存施設の有効利用を図り、町文化祭、生涯学習大会等の活動発表の場の確保に努めます。

また、芸術・文化活動指導者の研修機会の確保と人材の育成に努めます。

さらに、近隣市町も含めた文化施設との連携を図り、舞台芸術鑑賞事業の招致や展示会、コンサート等の情報収集・提供など広域的文化活動への参加促進に努めます。

② 文化財の保存及び活用

新町の文化財マップ¹等を作成し、文化財の周知や史跡などの管理・活用の充実に努めます。

指定文化財については、その価値を踏まえて、見直しを図るとともに、新たな文化財の指定に取り組みます。

伝統芸能・伝統行事の保存・伝承については、高齢化などが進行している現状をふまえ、各地域や保存会、町文化協会と連携しながら、子ども達への保存・継承活動を推進します。

¹ マップ・・・地図、分布図

(6) ふれあい交流の推進

住民の融和と一体化を図るため、ふれあい交流を推進します。

また、多様な国際交流を支援するとともに、国際交流員を招致し、地域レベルでの国際交流の推進を図ります。

さらに、地域情報の発信や町出身者・関係団体、地域おこし団体等との連携を深めながら、県境を超えた地域間交流を推進します。

(7) 人材育成の推進

① 家庭、地域、学校が一体となった青少年の健全育成

青少年が主体的に活動できる資質や能力を育成するため、豊かな自然体験、生活体験等の機会の拡充を図るとともに、青少年育成団体の指導者及びジュニアリーダーの養成に努めるなど青少年教育の充実を図ります。

また、家庭、地域、学校と連携し、青少年の非行や問題行動等の防止のため社会環境づくりの整備に努めるとともに、あいさつ・ひと声運動を推進するなど、地域ぐるみでの青少年の健全育成に努めます。

② 人材育成事業の推進

活力と魅力あるまちづくりに寄与する人材の育成と文化の発展向上を目指し、これまでの人材育成事業の評価や今後のあり方を検討しながら、より効率的で効果的な人材育成事業の展開を図ります。

また、町民の人材育成事業への積極的な参加を促すため、広報活動に努めるとともに、参加しやすい新規事業の計画に取り組みます。

③ ボランティア活動の推進

地域の特性を生かした体験活動やボランティアリーダーを養成するための講座・研修会などの学習機会の提供に努めます。また、ボランティア活動への関心や理解を深めるため、広報活動を展開し、住民の自主的な参加を促進します。

さらに、社会福祉協議会や青少年育成団体等各種団体との連携を図りながら、地域に密着したボランティア活動が展開できるよう支援を図ります。

(8) 基本的人権の尊重

① 人権意識の啓発

人権擁護委員や関係機関との連携を図りながら、基本的人権尊重の精神に立ち、学校、家庭、地域社会、職場等あらゆる場や機会を通して、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別や偏見などさまざまな人権問題についての正しい認識と理解を深めるため、人権教育の充実と普及並びに人権意識の啓発に努めます。

② 男女共同参画社会の啓発

男女共同参画社会の実現を目指して、男女が家事、育児、介護、地域活動等のあらゆる分野において固定的な性別役割の意識解消のための啓発として、定期的なフォーラム等の実施を図ります。

また、各種団体との連携体制づくりや女性リーダーの育成、ネットワークづくり等女性が持つ能力を十分に発揮し、活躍できる場の充実を図ります。

主要施策	主要事業
幼児教育の推進	幼児教育振興事業 共同調理場整備事業
小・中学校教育の充実	学校施設設備・整備事業 学校教育振興事業 教職員住宅整備・管理事業 共同調理場整備事業
高校教育等の環境づくり	育英事業 高校振興対策事業
生涯学習活動の推進	生涯学習推進事業 図書館運営事業 生涯学習施設管理運営事業 生涯学習施設整備改修事業 社会教育活動支援事業 青少年健全育成事業 スポーツ振興事業 体育施設運営管理事業 体育施設整備事業 地区コミュニティセンター運営管理事業 地区コミュニティセンター整備・改修事業
文化活動の推進と文化財等の保存・伝承	文化活動推進事業 郷土芸能保存継承事業 文化財保護事業
ふれあい交流の推進	国際交流活動推進事業
人材育成の推進	青少年交流事業 人材育成事業
基本的人権の尊重	人権啓発推進事業 男女共同参画推進事業

3 地域資源を生かして多くの人が交流し、にぎわいのあるまちづくりの推進

(1) 交流とふれあいで作る新しい農業の振興

① 生産基盤の整備と農業を支える人材の育成

農地等の基盤整備や農道、農業施設の整備に努めるとともに、土地利用型農家の育成や中核的担い手農家への土地集積を図ります。あわせて、農作業受委託や農業機械の共同利用など小規模零細農家等においても農業生産活動を継続的に担える仕組みづくりを推進します。

また、担い手農家や後継者の育成、新規就農者の確保に取り組みます。

② 地域特性を踏まえた安全・安心な農産物の生産振興

米や白ネギ等の園芸、茶、花き、果樹については、地域特性に合わせた生産振興を図り、産地形成や農業経営の安定を図ります。

また、畜産農家との連携により堆肥を利用した有機栽培を推進し、安全・安心な農産物の生産と環境保全型農業を推進します。

③ 畜産の振興

肉用牛については、生産基盤の維持拡大を図るため、中核農家及び後継者の育成、各種制度の導入による経営の合理化・効率化を推進し、生産牛の増頭と所得向上に努めます。また、酪農及び養豚については、生産の合理化・効率化を促進し、経営の安定、低コスト化を推進します。

④ 農畜産物の加工、流通、販売の推進

農畜産物の加工グループ等への支援の充実を図るとともに、物産館の整備や都市部等へのアンテナショップ¹の開設など販路拡大を図ります。

一方で、学校給食や宿泊施設等における活用を促進し、「食」による地域農畜産物の知名度の向上を図ります。

⑤ 観光と連携した農業の推進

グリーン・ツーリズム²や援農型ワーキングホリデー³など都市住民と交流できる新しい型の農業を振興するとともに、農業を若い人たちに触れさせ、伝えていくような体験型農業の取り組みを促進します。

また、グリーン・ツーリズムを推進するため、農家と関係機関との情報交換の充実を図り、農業者の独自の取り組みを支援し、農業従事者の育成に努めます。

¹ アンテナショップ・・・新商品を試験的に売り出す小売店舗

² グリーン・ツーリズム・・・都市住民が農村漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動

³ 援農型ワーキングホリデー・・・農業を手伝いながら農村で休暇を過ごす余暇活動

(2) 地域資源を生かした林業の振興

① 生産基盤の整備と林業を担う人材の育成

伐採造林、保育作業に活用しやすい林道、作業道等を整備し、高性能林業機械等の導入などを進め、林業労働の軽減と低コスト化¹を図ります。

また、森林組合職員や林業研究グループなどへの技術研修や就労環境の改善などを図り、林業を担う人材を育成します。

② 健全な森林資源の育成

森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、自然環境との調和を図りながら、健全な森林資源の維持増進生産を目指して計画的な造林を推進します。また、良質材の生産を目指し、適期の森林施業を計画的に推進します。

③ 林産物の生産・加工・流通の充実

集落除間伐を組織的、計画的に推進し、生産から流通加工に至る一貫した生産供給体制づくりを目指します。

また、町内製材業者への安定供給を図るとともに、森林組合の強化を図りながら販路の確保に努めます。

特用林産物については、長期的・安定的な生産経営を推進するため、その基盤の整備と生産者の組織化並びに施設の近代化と合理化を促進し、施設等の整備・強化に努めるとともに、観光と連携した林業振興を図るため、除間伐や枝打ち等を体験できる林業体験型観光の取り組みを推進します。

④ 町有林経営の合理化

町有林経営にあたっては、森林資源の培養や生産力の増進などの経済的機能と国土保全や良好な自然環境の保全・形成等の公益的機能との調和に充分配慮しながら町の基本財産を造成するとともに、一般民有林経営の模範を示すべく森林経営の合理化・生産性の向上を図ります。

(3) 商工会の組織連携と個性ある顧客サービスの充実による商工業の振興

① 商工会の連携促進

商工会活動を積極的に支援し、金融や信用保証などの資金面や経営の合理化等の相談・指導、経営診断や研修会等の実施による商工業の振興を促進します。

また、関係機関との連携・協調を図り、商工会機能の強化を促進します。

② にぎわいのある商業空間の形成

駅前周辺について、土地区画整理事業の推進などにより、駐車場の確保や湧水を活用した水路整備によるゆとりあるまちの景観形成を図るとともに、空き店舗を活用した交流施設やオープンスペースギャラリー²などの整備を進めながら、商

¹低コスト化・・・物を作る費用を安く抑えること

² オープンスペースギャラリー・・・公共施設等の空き空間を利用した絵画や美術品等の展示

業集積を促進し、地域住民をはじめ、観光客等においても魅力的なにぎわいのある商業空間の形成を図ります。

③ 観光・農業との連携強化

イベントや観光地等に訪れた交流人口に地元商店での買い物や飲食等の促進を図るため、積極的な情報発信に努めるとともに、観光と農業が連携した地場製品の販売や特産品づくりを推進するなど観光と農業、商工業の連携を図ります。

また、農村部の空き家等を利用した郷土料理の提供や観光客向けの商品販売など新たな商業の展開を促進します。

④ 地域資源の把握や再評価による新製品・特産品開発

各種産業関係者、特産品協会等との連携により既存製品の再評価及び新しい資源の調査や評価を実施し、新製品等の特産品開発を推進します。また、地域素材の付加価値を助長し新町ブランド¹の確立を図るとともに新町イメージの情報発信を図ります。

(4) 地域資源を生かし、地域産業との連携を通して人のふれあい豊かな観光の振興

① 観光拠点のネットワーク化による広域観光の推進

霧島地域、川内川上流地域、県境地域と連携した広域的な観光ネットワークの形成をはじめ、モデルルート²の開発やインフォメーション¹機能を果たす施設の整備を推進します。また、霧島地域とのアクセス向上を図るため、県道栗野停車場えびの高原線の早期完成に向けての積極的な要望活動を展開します。

② 個性ある観光地づくり

湧水や河川を活用した公園や緑地など親水空間の整備を進め、水を生かした観光地づくりを推進します。

また、温泉や観光イベントを生かした滞在型観光及び体験型観光の推進を図ります。

さらに、彫刻作品や造形作品が点在する街並みなど、霧島アートの森を拠点とした芸術空間を創造し、芸術に触れ親しむ観光地づくりに努めます。

③ イベントの充実強化

自然特性や伝統文化など地域資源を観光素材として最大限に生かし、栗野高原まつりや丸池感謝の夕べ、スカイフェスタ、ゆうすげを観る夕べ等地域独自のイベントの充実を図り、交流人口の増大に努めます。

場

¹ ブランド・・・銘柄、商標

² モデルルート・・・観光客等が地域を楽しみ、理解するために参考となる観光経路

④ 観光を支える人材育成

観光講座の開催や観光ガイド²制度の創設などによる人材発掘・育成を図り観光を支える人づくりに努めます。

(5) 子ども達が地元に着定できる雇用・就業の場の確保

① 工業団地の整備促進と積極的な企業誘致

計画推進中の霧島くりの工業団地については、鹿児島県と連携をとりながら早期完成を促進します。

また、工業団地の整備促進を図るとともに企業誘致懇話会等のネットワークを活用した企業の誘致を積極的に展開します。

② 地域就業情報の提供

職業安定所と連携し、ホームページ³や広報等を活用した地域就業情報の提供に努めます。

③ ゴルフ場の整備促進

ゴルフ場については、経済効果や就業機会の確保、防災、土地利用の観点から早期開業に向け、積極的に取り組みます。

④ 高速交通網と地域特性を生かした産業の創出

町内のスポーツ施設や文化施設等の充実と温泉群を生かして、企業研修や大学の合宿等の誘致を促進するなど、新たな産業としての可能性の検討を図ります。

また、熊本・宮崎・鹿児島3県の中心部に位置する立地環境と、九州縦貫自動車道栗野インターチェンジや鹿児島空港にも近接する交通環境を生かした産業の創出を図ります。

¹ インフォメーション・・・情報提供やお知らせ

² ガイド・・・案内すること、また、案内する人

³ ホームページ・・・個人や企業・団体がインターネット上で提供や発信を行う情報、また、その画面

主要施策	主要事業
交流とふれあいでつくる新しい農業の振興	棚田保全整備事業 農道等維持管理事業 農業基盤整備事業 農業振興施設維持修繕事業 農業振興施設整備事業 農地防災事業 災害復旧事業 農業振興推進事業 むらづくり推進事業 有害鳥獣駆除事業 農地利用促進事業 アイディアコンテスト事業 特産品推進事業 畜産振興推進事業 畜産施設整備事業 物産館管理運営事業 中央生活改善センター維持管理事業
地域資源を生かした林業の振興	林業振興対策事業 治山事業 林道事業 林業担い手育成事業 間伐促進事業 町有林管理事業
商工会の組織連携と個性ある顧客サービスの充実による商工業の振興	商工業振興対策事業 商工会育成事業 商工業者及び後継者支援事業 土地区画整理事業 新商業空間創造事業 観光・商工業・農業連携強化事業 観光イベント振興事業 観光モデルルート整備事業 地域情報発信事業

地域資源を生かし、地域産業との連携を通して人のふれあい豊かな観光の振興	観光広域連携ネットワーク拠点整備事業 観光モデルルート整備事業 観光拠点構想作成事業 観光施設整備事業 観光施設管理運営事業 自然景観保全整備事業 自然・芸術空間創造事業 観光イベント振興事業 観光ボランティア育成事業 観光ガイド創設事業 観光・商工業・農業連携強化事業 新町ブランド創造事業 新町ブランド確立対策事業
子ども達が地元に着定できる雇用・就業の場の確保	工業団地推進事業

4 住む人に安全で安心、魅力ある都市基盤の整備推進

(1) 住む人にも訪れる人にも魅力ある市街地の整備

霧島アートの森とも連携した芸術と自然を生かした魅力ある市街地形成を図るとともに、バリアフリー¹化や駐車場を整備し、誰もが歩きやすく、訪れやすいまちづくりを推進します。

また、県境の玄関口として、地域特性を生かした景観づくりなど美しいまちづくりを推進します。

(2) 災害に強い、安全なまちづくり

① 治山事業

治山施設については、治山事業計画に基づき、年次計画的に整備を実施し、山地崩壊や土砂流出の防止を図ります。

また、復旧治山事業や予防治山事業により治山ダム建設を推進するとともに、水源かん養や自然環境の保全等森林の持つ公益的機能に配慮して、森林の造成など保安林の整備を推進します。

② 治水・砂防事業

砂防・河川改修や内水排除対策、ふるさとの川整備事業等の整備促進を国・県に働きかけていくとともに、砂防えん堤の整備促進や地域河川の整備を自然環境に配慮しながら推進します。

③ 急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れによる土砂災害の防止を図るため、急傾斜地崩壊危険箇所の整備を促進します。

(3) 安全で安心、利便性の高い道路・交通体系の整備

① 道路網の整備

災害に強い道づくり及び地域相互の交流、連携の促進のため、国道や主要道路の整備を促進します。

また、集落間を結ぶ道路等については、住民の要望を踏まえ、生活利便性の向上を図るため、人にやさしい道づくりを基本に、拡幅・改良等の整備を推進します。

② 交通体系の充実

子どもや高齢者などの交通弱者の利便性の向上を図るとともに、広く町民や観光客に親しまれる町内巡回バスの充実を図ります。

¹ バリアフリー・・・建築設計等において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮すること

また、生活の利便性を高めるため、高速道路バス停へのアクセスの改善やＪＲの通勤時間帯の増便を働きかけるなど交通機関の確保と充実を図ります。

(4) 安全でおいしい水の供給

① 安定的、安全な水の供給

土地区画整理事業や道路改修事業等に伴う水道管布設替えについては、事業者と協議連携し、適正に布設替えを行います。石綿管や老朽管については、計画的に更新事業を行い、合わせて定期的な漏水対策により無効水量を抑制し、有収率を高めます。

また、配水池や電気計装設備等の老朽化に伴う更新を随時行い、経営基盤を強化することにより、豊富で清浄な水を安定的に地域住民へ供給します。

豊かな水資源を今後も適正に管理するため、水源地及び配水池等の巡回定期点検や水質監視を充実させ、地域住民の生活水準の確保と向上に努めます。

② 未給水地区等の解消

公共水道の未普及地域において、住民からの要望や必要と認められる地域に水道施設の拡張を行います。

また、安定した水の供給と施設管理等の充実を図るため、必要に応じて簡易水道の統合整備を図ります。

事業実施については、水資源の現状や問題点等を地域住民と十分協議し、公共水道の拡張等を推進します。

③ 水道経営の効率化

現状の水道施設を適正に管理し、経費の節減に努めます。これに合わせて、給水拡張事業や水道管更新整備事業、配水池等の経営基盤整備を計画的に行うことにより、固定資産の費用化や企業債償還など、後年度に負担を残すこととなるが、一般会計からの適正な助成金の運用や、効率的な事務事業により給水原価を抑制し、経営の安定化を図ります。

また、近年の経済情勢や長期的な経営状況を分析し、適正な料金改定を定期的に検討し、地方公営企業としての経済性と公共福祉の増進に努めます。

(5) 高度情報社会に対応した情報通信基盤の整備促進

① 情報通信基盤の整備

高度情報社会の基盤として、公共施設や学校等をネットワーク化し、高度な行政サービスの提供を可能とする地域公共ネットワーク¹の整備を推進します。

¹地域公共ネットワーク・・・地域の公共施設・機関を通信回線を利用して情報をやり取りできるようにすること

② テレビジョン等の難視聴地域の解消

難視聴解消については、対象地域住民と協議しながら、住民負担も含めて最も効果的な方法を探るなど解消に向けて取り組みます。

また、携帯電話のサービスが受けられない地域については、通話エリアの拡大を関係機関・団体に働きかけ、不通話地域の解消に努めます。

(6) 住民が安心して暮らせる消防・防災対策の充実

① 総合的な消防・防災体制の整備推進

消防・防災対策については、総合的に取り組む体制づくりを進めるとともに、広域的な視点に立った他市町との連携を図ります。

また、防災行政無線については計画的に統合化を図り、住民への情報提供や効果的な管理運営に努めます。

さらに、防災には地域の声かけや日常的な連絡・連携が重要なことから、地域ぐるみの防災体制の構築を推進するとともに、災害時の避難体制についても、傷病者、幼児、高齢者等災害弱者のための安全な避難場所、避難経路等の事前の確保と周知を図るなど内容の充実に努めます。

② 消防団組織の育成・整備

消防団については、地域の実情を把握しており、災害の未然防止や被害の拡大防止に重要な役割を果たすことから、消防団員の確保と各種訓練を実施し、災害時における連係動作を習得するなど、更に充実に図ります。

また、非常時に即応できる消防団の組織体制の整備を推進し、施設設備の整備を計画的に実施し、消防力の充実に図ります。

③ より安心できる救急対策の充実

救急対策として、救急救命士の確保や高規格救急車を配備するなど救急体制の充実に図ります。

また、専門的な人材の配置だけでなく、地域住民自らが救急救命に対する意識を持つよう講習会等の充実に図り、緊急時に対応できる人材育成に努めます。

④ 住民の防火・防災意識の高揚

町広報誌や防災行政無線等により防火・防災に関する情報の提供に努め、住民の防火・防災意識の高揚と知識啓発に取り組みます。

また、併せて郵便局等関係機関と連携し、地域ぐるみによる防火・防災意識の高揚を図ります。

⑤ がけ地近接危険住宅対策

がけ地近接危険住宅については、地域の状況を把握し移転を促進します。

(7) 高齢者や子ども達にも安心・安全な防犯、交通安全対策の充実

道路整備に合わせて街灯・歩道の設置やバリアフリー化の推進を図り、高齢者や子ども達に安心・安全な明るいまちづくりを推進します。

また、警察や交通安全協会、交通安全指導員等関係機関・団体と連携した高齢者や子ども達向けの交通安全教室の開催や交通安全指導の充実を図り、児童・生徒・高齢者の交通安全対策に努めます。

防犯対策については、関係機関と連携し、地域ぐるみの防犯対策を図ります。

(8) 消費者保護対策の強化

広報誌などによる情報の提供や学習講座などの開設により、消費生活に関する知識習得の機会の確保を図ります。

また、関係機関と連携し、相談体制の強化を図ります。

主要施策	主要事業
住む人にも訪れる人にも魅力ある市街地の整備	土地区画整理事業
災害に強い、安全なまちづくり	災害対策事業 自主防災組織等育成事業 防災行政無線管理事業 防災行政無線整備事業 地域防災対策事業 防災情報システム整備事業 河川防災ステーション管理事業 河川水路維持管理事業 河川改修事業 排水路整備事業 砂防・急傾斜地崩壊対策事業 親水施設整備事業 洪水対策事業 水閘門管理委託業務
安全で安心、利便性の高い道路・交通体系の整備	県道整備事業 街路事業 町道維持補修事業 町道整備事業 交通安全施設整備事業 都市計画道路整備事業 巡回バス事業 地方交通確保対策事業 橋梁整備事業

安全でおいしい水の供給	水道施設更新事業 水道施設新設事業 水道施設拡張事業 水道運営管理事業
高度情報社会に対応した情報通信基盤の整備促進	高度情報化推進事業
住民が安心して暮らせる消防・防災対策の充実	常備消防事業（一部事務組合） 防災行政無線事業 地域防災対策事業 河川防災ステーション管理事業 消防施設整備事業（ハード） 消防団活性化事業（ソフト） 自主防災組織等育成事業 情報提供等推進事業
高齢者や子ども達にも安心・安全な防犯、交通安全対策の充実	防犯対策事業 交通安全対策事業 情報提供等推進事業
消費者保護対策の強化	消費者保護対策事業

5 住んでみたい、住み続けたい生活環境づくりの推進

(1) 住む人の夢が広がる住宅・宅地の整備

少子化対策や若年者の定住化対策として公営住宅の整備や宅地分譲を推進するとともに、生活雑排水対策や緑地・広場等の住環境整備も合わせて推進します。

既設の公営住宅等については、良好な維持管理に努めるとともに、耐用年数の到来した木造住宅の建て替え、鉄筋コンクリート住宅の年次的な改修を推進します。

(2) ゆとりある公園・緑地の整備

公園施設を訪れた人々が安心して遊び、手軽に緑に親しめる、ゆとりある公園整備の創出に努めます。

また、自然志向の高まりによる交流人口の増加が予測されることから、快適な生活環境づくりを図るため、霧島山麓の豊富な湧水を有効に活用した親水公園など心身共にリフレッシュ¹できるような施設整備を推進します。

(3) みんなで取り組む環境衛生対策の推進

① ゴミの減量化やリサイクルの推進

ゴミの分別については、環境に配慮した分別の方法や収集のルール²づくりを推進し、分別による減量化や資源リサイクルの推進を図ります。

また、一般廃棄物処理については、広域による処理の効率化に努め、産業廃棄物処理については、県産業廃棄物処理計画に基づき県の施策等への必要な協力を努めます。

廃棄物の不法投棄や不適切処理については、パトロール³の強化や各関係機関と連携し、撲滅を目指した対策に取り組めます。

② 生活排水の適切な処理の推進

自然環境を保全し、観光振興を図るためにも、合併処理浄化槽による生活排水処理対策の推進を図ります。

また、水環境の保全に関する情報提供を通して、住民の環境意識の向上及び美しい水環境づくりを促進します。

③ 省エネルギーの徹底及び新エネルギーの導入促進

省エネルギーの理解に向けた住民への情報提供を行うとともに、公共施設等における太陽光発電システムの設置や公用車へのクリーンエネルギー自動車⁴の導入

¹ リフレッシュ・・・元気を回復させること、気分をさわやかにさせること

² ルール・・・規則、きまり

³ パトロール・・・巡視して回ること

⁴ クリーンエネルギー自動車・・・ハイブリッド自動車・電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車など、窒素酸化物（NOx）、硫黄酸化物（SOx）、二酸化炭素（CO2）などを排出しない、または排出してもその量が少ないクリーンな燃料を使用している車

などの新エネルギー利用に積極的に取り組みます。

(4) 豊かな自然環境の保全

① 自然環境の保全・活用

国立公園管理事務所やボランティアと連携して自然保護を啓発するとともに自然保護パトロールを実施し、盗採防止等を強化しながら豊富で優れた自然環境を保全、再生、育成します。

また、ゆうすげやヒガンザクラ、ハナショウブの自生地や町有地等における昆虫等の保護を図ります。

② 生活環境の保全対策の推進

始良伊佐環境保全センター及び町独自の水質検査を行うなど監視の充実を図り、騒音、振動、煤煙、粉塵等についても監視を強化し、良好な環境の保全を図ります。

また、川内川の改修など防災対策の充実とあわせて水質汚染防止や景観保全に努め、生態系を壊さないよう配慮しながら、自然豊かな環境の保全・復元に努めます。

特に、丸池と竹中池については、地域水環境の象徴として自然景観を保全するとともに、地域の自然を残しながら周辺環境を整備して、誰もが憩える水辺環境づくりを推進します。

家畜排せつ物処理対策については、環境への負荷を少なくするため、適正な処理対策を図ります。

主要施策	主要事業
住む人の夢が広がる住宅・宅地の整備	公営住宅等管理事業 公営住宅等改修事業 公営住宅等整備事業 定住促進事業
ゆとりある公園・緑地の整備	公園管理運営事業 土地区画整理事業
みんなで取り組む環境衛生対策の推進	廃棄物処理計画策定事業 一般廃棄物処理運営事業 衛生自治組織活動支援事業 不法投棄防止事業 浄化槽整備推進事業 し尿処理事業 環境保全事業
豊かな自然環境対策の推進	自然環境保全事業

6 住民の相互理解と融和、行政との協働によるまちづくりの推進

(1) 住民の思いをつなぐ行政施策の推進

① 住民の相互理解の推進

住民の融和を図り、お互いをよく知り一体感を持てるよう、イベント等を活用して地域を見直すとともに、住民相互の交流を推進します。

② 住民参画の推進

地域づくりへの住民の主体的な取り組みを促進するとともに、各種計画策定の検討や行政施策の取り組み過程において、広く住民の参画を推進します。

③ 自治組織の充実と自治活動の推進

自治組織については、自治活動の基礎単位となることから、過疎化、高齢化に伴う機能低下に対応し、機能の充実や活動の支援を図ります。

(2) 行政組織の効率化と行政サービスの充実

① 行政組織の効率化

行政組織の効率化を図るため、組織の再編・整備を進めます。

また、長期的な視点に立って定員適正化計画を策定するとともに、行政評価の導入による事務事業の見直しや効率化を図り、行政需要に応じた行政組織の確立を目指します。

② 行政サービスの充実

各種申請・交付や住民相談などの住民サービスの充実を図り、住民の利便性向上に努めます。

また、広報誌・ホームページ等による情報提供をさらに充実し活用することで、さまざまな魅力ある情報の積極的な提供を行います。

③ 行政情報化の推進

行政情報化については、総合的な文書管理システム等の導入検討とパソコン機器の設置による行政事務の簡素化・効率化に取り組むとともに、各種申請や窓口サービスの電子化等の電子自治体の構築に向けた取り組みを推進します。

④ 情報公開の充実

公平で透明な町政を推進するため、情報公開に積極的に取り組み、住民の町政に対する理解と信頼の醸成に努めます。

⑤ 広域行政の推進

一部事務組合や始良伊佐広域市町村圏、川内川上流地域、県際交流地域等における広域的な施設の整備や観光・イベント、地域おこし等の広域行政を推進します。

(3) 健全な財政運営の推進

行政需要に的確に対応していくために、行政経費の節減を進め、自主財源の確保を図るとともに、国・県支出金や、地方交付税措置のある起債を有効活用して、財政基盤の確立を図ります。

事業実施にあたっては、国営・県営等の事業導入に努力するとともに、限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、健全な行財政運営に努めます。

また、合併に伴う財政支援等については、長期的視点から活用を図り、財政計画及びバランスシート¹等による財政分析に基づきながら健全な財政運営に努めます。

(4) 国土利用・土地利用対策

土地は限られた資源であるとともに生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であるため、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を図ります。

これらを推進するため、土地の有効利用と乱開発防止等の土地政策に対する理解と協力の周知を図ります。

主要施策	主要事業
住民の思いをつなぐ行政施策の推進	行政地区等活性化補助金
行政組織の効率化と行政サービスの充実	行政改革推進事業 行政相談事業 情報発信事業 高度情報化推進事業 情報公開事業 地籍調査事業
健全な財政運営の推進	財政健全化事業
国土利用・土地利用対策	土地利用規制対策事業

¹ バランスシート・・・貸借対照表

第2節 主要プロジェクト

1 水と土と緑の豊かな美しいまちづくりプロジェクト

新まちの豊かな自然を守り、保全する一方で、人と自然が共生する環境整備や住民生活に安らぎと満足を感じられる生活環境の整備を推進します。

また、地域の特性である芸術環境や歴史・文化を生かした市街地整備や施設整備を行い、芸術や歴史・文化の香り高い美しいまちづくりを推進します。

(1) 自然環境の保護・保全

【貴重な植物の保全・活用】

＜分野別基本計画 5・(4)・①②＞

【川内川河川改修・水防の推進】

＜分野別基本計画 4・(2)・②／5・(4)・②＞

【自然保護対策の強化】

＜分野別基本計画 5・(4)・①＞

(2) 人と自然が共生する環境整備

【大原・魚野地区の一体的整備】

＜分野別基本計画 3・(4)・②／5・(2)＞

【ふるさとの川整備事業の推進】

＜分野別基本計画 4・(2)・②＞

【竹中池（水の里事業）の整備】

＜分野別基本計画 3・(4)・②／5・(4)・②＞

【池平公園及び上床・木原地区の整備】

＜分野別基本計画 5・(2)＞

【丸池公園周辺の整備及び機能強化】

＜分野別基本計画 3・(4)・②③／5・(4)・②＞

(3) 芸術、文化の香り高いまちの創造

【土地区画整理事業の推進】

＜分野別基本計画 3・(3)・②＞／4・(1)＞

【吉松駅周辺の整備】

＜分野別基本計画 4・(1)＞

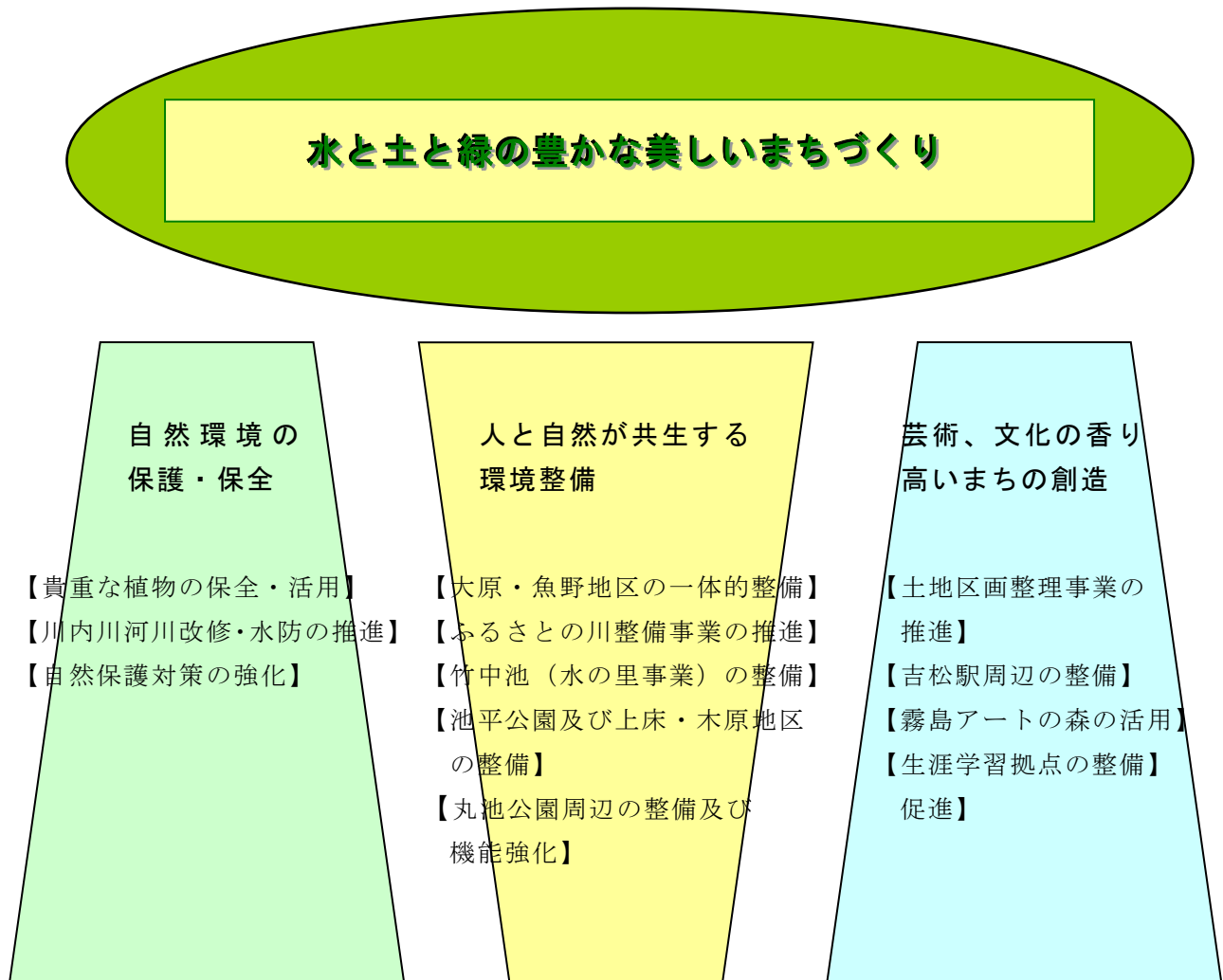
【霧島アートの森の活用】

＜分野別基本計画 3・(4)・②／4・(1)＞

【生涯学習拠点の整備】

＜分野別基本計画 2・(4)・②＞

概念図



2 地域イントラネットと電子化推進による情報通信基盤づくりプロジェクト

I T（情報通信技術）を住民福祉の向上や地域振興、産業振興に生かすため、高速インターネット（*1）接続を可能にする地域情報通信基盤の充実、高度化を促進するとともに、学校、図書館、公民館、役場等の公共施設を接続して質の高い住民サービスを提供する地域公共ネットワークの整備を推進します。

併せて、電子自治体の構築を推進することで、行政事務の効率化を図るとともに、住民にやさしく利用しやすい住民サービスの提供に努め、住民の健康福祉の向上と活力ある地域社会の形成、観光・交流の促進を図ります。

(1) 情報通信基盤の充実・強化

【地域イントラネット基盤施設整備事業等】

<分野別基本計画 4・(5)・①>

(2) 電子自治体の構築推進

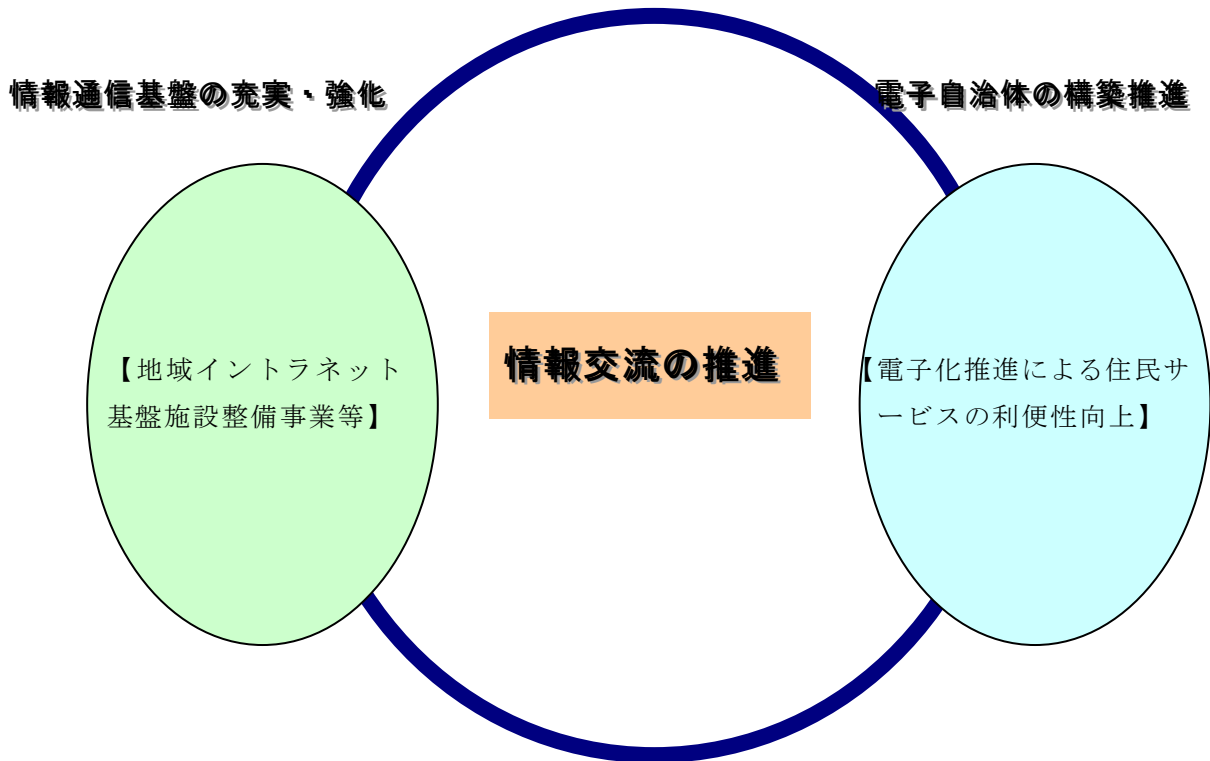
【電子化推進による住民サービスの利便性向上】

<分野別基本計画 3・(5)・②／6・(2)・②③>

(*1) 高速インターネット・・・ADSLや光ファイバー等の高速通信回線を利用したインターネット

概念図

地域イントラネットと電子化推進による情報通信基盤づくり



3 観光・交流の推進による地域産業振興プロジェクト

豊富で清らかな湧水や霧島山麓、川内川等の豊かな自然、芸術活動の拠点としての霧島アートの森、田や畑、棚田等の優れた田園風景など地域の優れた資源と高速道路や空港、鉄道等の交通利便性の高さを生かして、観光や地域間交流、都市農村交流等の推進を図ります。

また、観光・交流の推進を通して地域産業の一層の振興を図るために、地域の基幹産業である農業の振興を基本にしながら、観光農業や体験型農業など観光・交流と連携した農業の推進を図るほか、地域農林畜産物等の販売やそれらを原料とする加工・開発の推進など地域商工業者との連携を図り、地域産業の振興、活性化を目指します。

(1) 観光・交流の拠点整備と地域資源の活用

【物産館・観光案内所の整備及び充実】

＜分野別基本計画 3・(1)・④／(3)・③／(4)・②＞

【観光施設の充実】

＜分野別基本計画 3・(4)・①②＞

【地域イベント等の支援】

＜分野別基本計画 3・(4)・③＞

【吉松PAの活用】

＜分野別基本計画 4・(3)・②＞

(2) 観光・交流を促進する道路・交通網の充実

【国道・県道等地域間を結ぶ道路、地域内道路の充実】

＜分野別基本計画 4・(3)・①＞

(3) 観光・交流と連携した農業、商工業の振興

【観光型農業の推進】

＜分野別基本計画 3・(1)・⑤＞

【優良農地の保全】

＜分野別基本計画 3・(1)・①＞

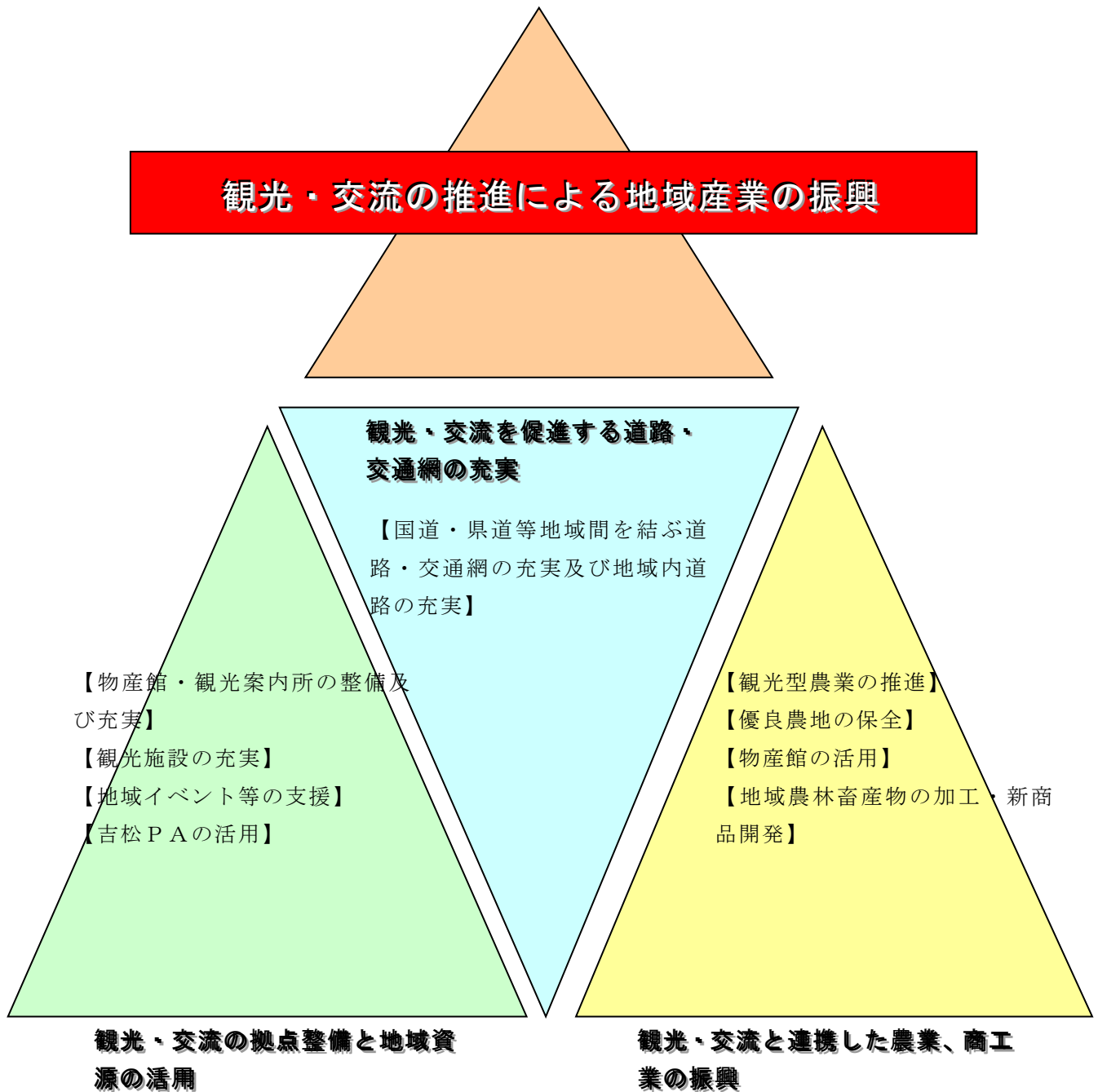
【物産館の活用】

＜分野別基本計画 3・(1)・④＞

【地域農林畜産物の加工・新商品開発】

＜分野別基本計画 3・(1)・④／(2)・③／(3)・④＞

概念図



第3節 県事業の推進

鹿児島県は、次の事業を実施することにより、新町の施策と連携したまちづくりを積極的に支援します。

県事業一覧

分野	項目	実施事業
教育・文化振興	文化振興	○ 霧島国際芸術の森基本構想推進事業
産業振興	農業振興	○ 活力ある中山間地域基盤施設整備事業 ○ 鳥獣被害防止施設整備事業 ○ 活力あるむらづくり支援事業 ○ かごしま園芸タウン産地拡大事業 ○ サンライズかごしま茶産地総合整備事業 ○ 水田農業生産条件整備事業 ○ 県単農業農村整備事業
	林業振興	○ 県単林道事業 ○ 県費単独補助治山事業
	工業振興	○ 霧島くりの工業団地整備事業
都市基盤	治山・治水	○ 県単急傾斜地崩壊対策事業 ○ 火山砂防工事（須屋川） ○ 火山砂防工事（湯之谷川） ○ 広域一般河川工事
	道路・交通	○ 県単道路整備事業 ○ 地方特定道路整備事業

第5章 公共的施設の統合整備

1 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、これまでの住民生活に急激な影響がないよう十分留意し、それぞれの地域特性や地域間のバランス、財政事情等を考慮しつつ、計画的に推進します。

また、公共的施設の統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化を基本に、既存の公共的施設の有効活用と住民サービスの低下を招かないように配慮するものとし、施設の管理・運営等においては、民間業者やボランティア等民間活力の導入を積極的に推進します。

主要施策	主要事業
公共的施設の統合整備	公共的施設統合整備事業

2 庁舎整備の推進

庁舎については、当面、栗野町役場を新町の事務所とし、吉松町役場は基本的な行政機能を備えた総合支所として、住民サービスの低下を招かないよう必要な機能の整備・充実を図ります。

主要施策	主要事業
庁舎整備の推進	庁舎整備事業 庁舎周辺整備事業

新町の財政計画は、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績、人口推移等を勘案しながら平成17年度から30年度までは決算額、令和元年度は決算見込額、令和2年度以降は推計額により、普通会計ベースで策定したものです。また、年度ごとの財政状況の参考として、実質収支、特定目的基金残高、地方債残高も推計しました。

合併後も、健全な財政運営を堅持することを基本に、項目ごとの前提条件を設定しました。その条件は次のとおりです。

（歳入）

1. 地方税

地方税については、過去の実績及び令和元年度内で判明している税制改正の影響等を考慮し推計しています。

2. 地方譲与税等

過去の実績及び令和元年度内で判明している税制改正の影響等を考慮し推計しています。

3. 地方交付税

普通交付税については、合併算定替から一本算定への段階的縮小・廃止と国勢調査の人口を考慮し、推計しています。

特別交付税については、近年の決算額の動向や令和元年度決算見込額を基に推計しています。

4. 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、合併後の決算額の動向や令和元年度決算見込額を基に推計しています。

5. 使用料及び手数料

使用料及び手数料については、合併後の決算額の動向や令和元年度決算見込額を基に推計しています。

6. 国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、令和元年度の決算見込額を基に歳出推計と連動させて推計しています。

7. 財産収入

財産収入については、経常的に収入されるものについて令和元年度の決算見込額を基に推計しています。

8. 繰入金

繰入金については、特定目的基金からの繰入金を見込んでいます。

9. 地方債

地方債については、通常の地方債及び合併特例債は、新町まちづくり計画に係る投資的経費等により推計しています。また、臨時財政対策債については、現制度に基づき、令和元年度決算見込額を基に推計しています。

(歳 出)

1. 人件費

人件費については、一般職員の退職、採用による増減及び職員給与自然増分を見込んで推計しています。

2. 物件費

物件費については、合併後の決算額の動向や令和元年度決算見込額を基に推計しています。

3. 維持補修費

維持補修費については、合併後の決算額の動向や令和元年度決算見込額を基に推計しています。

4. 扶助費

扶助費については、合併後の決算額の動向や令和元年度決算見込額を基に推計しています。

5. 補助費等

補助費等については、合併後の決算額の動向や令和元年度決算見込額を基に推計しています。なお、一部事務組合の年次計画を反映させています。

6. 公債費

公債費については、平成 30 年度以前の借入れに伴う償還額に、令和元年度以降の新たな借入れに伴う償還額を加算して推計しています。

7. 積立金

積立金については、各年度の実質収支額を基にした、財政調整基金、減債基金、橋梁改築整備基金への積立金を見込んでいます。

8. 繰出金

繰出金については、特別会計（国民健康保険会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険会計）に対する一般会計繰出金の合併後の決算額の動向や令和元年度決算見込額を基に推計しています。

9. 投資的経費

投資的経費については、新町まちづくり計画における主要事業及びその他の事業に係る事業費を見込んでいます。

表6－1　湧水町財政計画（歳入）																			（単位：百万円）				
区　　　　　分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度			
地　　　　　方　　　　　税	919.7	894.7	963.4	992.5	945.0	936.3	926.4	920.7	910.2	931.9	927.6	961.1	969.6	1,006.0	1,093.8	1,093.8	1,182.3	1,172.3	1,162.3	1,152.3			
地　　　方　　　譲　　　与　　　税	148.1	178.3	99.3	95.6	89.4	86.6	84.2	78.0	73.4	69.8	73.4	73.4	73.0	73.8	77.5	77.5	77.5	80.0	80.0	80.0			
利　　　子　　　割　　　交　　　付　　　金	4.8	2.6	3.4	3.4	2.6	2.7	1.6	1.2	1.3	1.2	1.1	0.5	1.3	1.2	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
配　　　当　　　割　　　交　　　付　　　金	0.7	1.4	1.8	0.5	0.4	0.4	1.0	0.7	0.9	3.4	2.1	1.3	1.5	1.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
株式等譲渡所得割交付金	0.8	1.4	0.9	0.1	0.2	0.4	0.2	0.2	1.5	2.3	2.1	0.7	1.5	1.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1			
法　人　事　業　税　交　付　金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1			
地　方　消　費　税　交　付　金	110.5	109.8	106.4	98.0	101.0	100.9	98.9	97.2	96.3	117.8	208.2	176.8	178.9	184.2	175.0	180.0	185.0	185.0	185.0	185.0			
ゴルフ場利用税交付金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
自動車取得税交付金	28.2	28.8	26.4	24.2	14.9	12.7	10.4	12.6	11.2	4.7	7.1	9.0	12.6	13.0	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
環　境　性　能　割　交　付　金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0			
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	5.5	5.0	5.0	4.7	4.4	4.0	4.0	4.1	3.4	3.1	2.9	2.8	2.6	2.5	2.5	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0			
地　方　特　例　交　付　金	27.1	23.8	8.3	13.0	16.4	23.5	21.7	2.4	2.3	2.2	2.4	2.1	2.5	3.0	5.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0			
地　　　方　　　交　　　付　　　税	3,126.3	3,238.7	3,311.3	3,393.5	3,413.4	3,569.8	3,553.7	3,396.0	3,386.9	3,247.3	3,227.6	3,086.9	2,927.1	2,717.0	2,621.2	2,569.9	2,397.6	2,363.5	2,329.3	2,295.2			
交通安全対策特別交付金	2.7	2.6	2.4	2.1	2.0	2.0	2.1	2.1	2.0	1.7	1.9	1.8	1.7	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5			
分　担　金　・　負　担　金	62.7	73.8	76.2	75.4	57.3	70.1	62.9	60.1	55.2	55.9	53.4	50.7	52.2	39.8	33.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0			
使　用　料　・　手　数　料	199.6	196.0	190.2	181.8	176.1	153.1	149.6	149.6	151.7	146.1	144.1	147.3	146.5	142.3	135.9	139.9	139.9	139.9	139.9	139.9			
国　庫　支　出　金	689.9	1,068.9	799.5	740.5	1,689.3	1,013.5	869.6	737.2	645.4	725.7	783.5	838.1	754.3	611.1	692.5	589.3	589.3	588.0	588.0	588.0			
県　　　支　　　出　　　金	394.9	665.4	776.6	328.8	409.0	466.2	592.8	508.1	592.8	518.3	486.0	492.2	642.6	512.7	584.1	519.5	440.3	450.7	444.6	445.4			
財　　　産　　　収　　　入	33.5	29.0	34.6	38.1	45.9	34.2	36.1	33.2	46.7	33.8	40.1	34.3	75.7	104.1	78.7	80.9	80.9	80.9	80.9	80.9			
寄　　　　　附　　　金	6.7	0.4	0.4	0.8	1.0	12.2	52.0	2.4	9.6	8.3	6.3	12.5	64.8	121.8	214.6	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0			
繰　　　　　入　　　金	260.2	220.2	84.0	37.3	66.1	33.3	430.5	155.1	47.7	166.7	80.3	297.1	384.6	463.4	480.0	310.0	380.0	410.0	450.0	450.0			
繰　　　　　越　　　金	351.1	195.8	257.3	250.0	320.0	472.9	523.6	341.8	333.3	376.4	450.1	426.7	362.7	303.3	304.0	284.8	281.6	273.2	272.7	279.6			
諸　　　　　収　　　入	56.8	228.7	88.6	73.8	68.1	136.0	66.3	92.2	82.3	70.4	94.0	127.8	132.3	81.8	110.5	69.1	69.1	69.1	69.1	69.1			
地　　　　　方　　　債	705.8	1,097.5	808.4	705.2	943.1	1,026.5	762.5	974.5	582.2	665.9	596.3	596.3	605.6	725.4	551.2	850.0	600.0	600.0	600.0	600.0			
歳　　　入　　　合　　　計	7,135.5	8,262.6	7,644.3	7,059.3	8,365.7	8,157.3	8,250.1	7,569.3	7,036.3	7,152.8	7,190.6	7,339.5	7,393.7	7,110.8	7,171.1	6,944.4	6,603.2	6,592.2	6,581.5	6,545.0			
※令和元年１０月の消費税率改正に伴い、自動車取得税交付金が廃止となり、新たに環境性能割交付金が交付されることとなった。																							
※令和２年度より、新たに法人事業税交付金が交付されることとなった。																							

表 6－2　湧水町財政計画（歳出）																		（単位：百万円）			
区　　　　　　分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
人　　　　　　件　　　　　　費	1,297.6	1,198.8	1,236.8	1,198.9	1,140.4	1,143.9	1,165.6	1,166.1	1,116.9	1,120.5	1,104.8	1,058.9	1,130.1	1,129.5	1,127.8	1,271.0	1,271.5	1,277.2	1,268.3	1,265.7	
扶　　　　　　助　　　　　　費	576.6	689.2	592.3	620.0	631.9	777.7	763.4	808.9	813.0	893.7	904.3	1,027.1	934.4	896.6	963.6	961.7	961.7	961.7	961.7	961.7	
公　　　　　　債　　　　　　費	1,417.3	1,339.8	1,377.3	1,342.0	1,344.8	1,273.7	1,317.1	957.8	939.6	851.9	816.0	804.8	839.0	812.1	824.6	826.6	861.2	886.5	926.1	893.0	
物　　　　　　件　　　　　　費	651.9	684.6	584.2	589.7	607.4	676.2	691.4	670.8	718.2	723.4	774.3	774.6	815.6	802.0	784.5	659.8	659.8	659.8	659.8	659.8	
維　　持　　補　　修　　費	53.1	55.0	68.1	48.4	51.6	53.4	60.5	66.7	59.6	59.9	53.0	78.4	60.6	75.4	63.5	43.6	43.6	43.6	43.6	43.6	
補　　　　　　助　　　　　　費　　　　　　等	769.0	887.2	797.5	807.4	1,064.8	900.5	866.3	851.0	872.8	987.7	967.9	1,011.5	951.1	960.4	1,118.9	1,066.7	969.3	959.5	929.8	920.3	
積　　　　　　立　　　　　　金	200.6	154.8	142.1	172.6	401.6	358.1	297.3	191.8	250.6	190.6	208.0	240.5	277.3	281.2	334.9	285.1	283.0	279.8	279.6	284.6	
投　　資　・　出　資　金　・　貸　付　金	0.0	8.6	0.0	5.9	0.0	1.4	1.4	1.4	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰　　　　　　出　　　　　　金	590.1	542.7	570.7	578.4	564.6	578.9	589.1	593.2	580.8	611.2	691.2	676.4	677.0	615.4	626.7	628.2	629.8	631.4	633.0	634.7	
投　　資　　的　　経　　費	1,383.5	2,444.6	2,025.2	1,376.0	2,085.6	1,870.1	2,156.3	1,928.4	1,307.0	1,263.8	1,244.4	1,304.6	1,405.2	1,230.9	1,041.8	920.0	650.0	620.0	600.0	600.0	
歳　　　　　　出　　　　　　合　　　　　　計	6,939.7	8,005.4	7,394.3	6,739.3	7,892.8	7,633.7	7,908.2	7,236.0	6,659.9	6,702.8	6,763.9	6,976.8	7,090.4	6,806.8	6,886.3	6,662.8	6,329.9	6,319.5	6,301.9	6,263.4	

